

令和7年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会 経済建設分科会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和7年3月12日（水） 午前10時29分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第38号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第16号）
議第 6号 令和7年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（6名）

1番	三 田 敏 秋 君	2番	姫 路 敏 君
3番	佐 藤 憲 昭 君	4番	富 樫 光 七 君
5番	小 杉 武 仁 君	6番	河 村 幸 雄 君
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
副議長 大 滝 国 吉 君
- 7 分科会委員外議員
一般会計予算決算常任委員会副委員長 高 田 昇 君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
農 林 水 産 課 長	小 川 良 和 君
同 課 農 業 振 興 室 長	本 間 研 二 君
同 課 農 業 振 興 室 係 長	小 田 篤 君
同 課 農 業 振 興 室 係 長	本 間 由 佳 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 長	伊 藤 幸 夫 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 係 長	高 橋 直 紀 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 係 長	佐 野 正 俊 君
同 課 み ら い 農 業 創 造 推 進 室 長	高 橋 和 憲 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 雄 大 君
地 域 経 済 振 興 課 長	富 樫 充 君
同 課 経 済 振 興 室 長	田 村 政 和 君
同 課 経 済 振 興 室 係 長	板 垣 鉄 也 君
観 光 課 長	田 中 章 穂 君
同 課 観 光 交 流 室 長	村 山 真 一 君
同 課 観 光 交 流 室 係 長	増 子 正 臣 君
荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長	渡 邊 修 君
神 林 支 所 産 業 建 設 課 長	中 嶋 琢 也 君
朝 日 支 所 産 業 建 設 課 長	鈴 木 健 次 君
山 北 支 所 産 業 建 設 課 長	森 山 治 人 君
- 9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	中 山 航

（午前10時29分）

分科会長（河村幸雄君）経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第38号及び議第6号のうち農林水産課、地域経済振興課、観光課及び農業委員会所管分について審査する。

日程第1 議第38号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第16号）のうち農林水産課、地域経済振興課、観光課及び農業委員会所管分を議題とし、担当課長（農林水産課長 小川良和君、観光課長 田中章穂君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第16款 県支出金

（説明）

農林水産課長 それでは、説明いたします。予算書12ページ、13ページを御覧ください。16款2項4目農林水産業費県補助金についてですが、1、経営発展支援事業補助金は、新規就農者等が整備する機械に対する補助金で、予算現額からの不足分を、2、農地利用効率化等支援交付金については実績による減、3、団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業補助金及び4、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金は、国の12月補正で事業化されたことによるものでございます。次に、8目災害復旧費県補助金の1、林道施設災害復旧事業補助金の減の主な理由といたしましては、令和4年8月の豪雨により被災した仮田沢線の2号箇所について、地盤が軟弱のため当初計画した工法での復旧が困難となり、再設計が必要となったことから工事を延期することになったというものです。2、農地農業用施設災害復旧事業費補助金、3、林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金及び農地農業用施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金は、令和6年9月の豪雨災害に係るもので、激甚災害指定に基づき、補助率の増嵩並びに補助対象となったことによる計上でございます。説明は以上です。

歳入

第16款 県支出金

（質疑）

姫路 敏 これ歳出にも同じように出てくるので、そこで聞けばいいのでしょうか、ちょっと聞きたいのですが、13ページの農林水産業費、県の補助金です。説明の4番、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金なんて長いがありますけれども、これ酪農というか、例えば豚とか、そういったものの鶏舎を造るとか、そういうことに対しての補助ですか。

農林水産課長 そのとおりです。

姫路 敏 分かりました。では、補助率というのはどのぐらいですか。

農林水産課長 補助対象経費に対する50%になります。

富樫 光七 今回の同じ13ページのやはり農業費補助金の中の4番、畜産・酪農という今姫路委員が質問した中身なのですから、これすごく金額的に余計なのですから、3億7,800万円ぐらいですから、すごく補正には大きな金額なのですから、今急

にこういうものが出てきたその背景というのは何で、どういうところに具体的には使おうとされるお金なのでしょうか。

農林水産課長 これにつきましては、実際に畜産経営者が計画されておりまして、今回12月補正で国のほうの補助金、事業化されたことで、申請を上げるという形になったことで、まず一応この金額のほうを計上させていただいております。事業体については、昨年の春から、要は1年以上前からこの事業については計画をされておりまして、申請に向けた計画・相談・指導等はこちらのほうでもさせていただいてきた案件になります。

富樫 光七 今回の課長の答弁からすると、何か私の頭に浮かんだのは、神林地域にある具体的な畜産の、もしそれであると、ここに予算は計上されていますけれども、私らが話聞けるところによりますと、結構周りの集落、六、七集落ぐらいの人たちが何かすごくまだ心配していて、説明がきちんとなっていないというような旨の話も大分いっぱい届いているのですけれども、その辺のことをもう終わっているということでここに予算を計上されたという理解でいいのでしょうか。

農林水産課長 その説明等については今現在継続した中で、今委員おっしゃるようにまだ説明を求めている方もいらっしゃるようですので、そちらについての対応は継続して今やる予定でいるというふうにお聞きしておりますし、この事業を進めるに当たっては、当初こちらのほうとしても、周辺の集落の方等に対しての理解というふうな部分で、春先、昨年の春には、事業体のほうから周辺の区長様等には一応事業の計画、こういう計画があるのだよというふうな旨の説明をした中で、その際は特段住民に対する説明を求めるとか、それに対する反対ですとかという部分の意見がなく、ただ今実際やられるのが、以前経営をされていた方が使っていた畜舎の土地に新たに建てるというような格好で、その際に言われたのが、今ある畜舎をそのまま使った経営はやめてくれという部分と、あとそこに堆肥舎を設けるような経営はやめてくれと、それをちゃんと守ってくれるのであればやむを得ないのではないかなというふうなお話を受けて、話は進めてきたところです。ただ、話が具体化している中で、いろんな形の中で周辺の方から説明を求めるというふうな形があったものですから、昨年の12月に周辺の高御堂集落と岩船駅前集落のほうから説明を求める要望がありましたので、そちらのほうは対応していくと。ほかの集落については、一応区長様にお話をし、特段説明をしてくれという要望が改めてなかったものですから、そこはそういうふうな理解をさせていただいているというふうなところで、この事業については進めさせていただいてきたところでございます。なので、ある程度中には理解していない、もうちょっと説明を求めたいという方がいらっしゃるということは、先般の山田議員の一般質問の中でもありましたので、そこで答弁させていただいているとおりでございますし、今後の対応についても、先般山田議員のほうには事業体のほうから頂いた文書はお渡しさせていただいているところです。

歳出

第6款 農林水産業費

(説明)

農林水産課長 それでは、18ページ、19ページのほうを御覧ください。6款1項3目農業振興費の1、農業振興経費の経営発展支援事業補助金は、新規で1件の申請があったことによる予算現額の不足分を計上させていただいております。農地利用効率化等支援交

付金は、実績による減でございます。4、畜産業費、1、畜産振興経費の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金は、国の12月補正で事業化されたことを受け、市内の養豚事業者で新たに畜舎建設に当たり申請があったものでございます。5目農地費、1、農地等経費及び2、ほ場整備事業推進経費は、いずれも国の12月補正予算によるもので、測量設計等委託料は瀬波排水機場の電気設備及びゲート等の更新工事に係る実施計画策定の委託料で、ほかは県営ほ場整備事業実施に伴う負担増でございます。2項林業費、2目の林業振興費は、実績による減であります。

第7款 商工費

(説明)

観光 課長 続きまして、7款1項6目観光費でございます。説明欄1、蒲萄スキー場特別会計繰出金につきましては、先ほど特別会計で説明した内容に対する繰出金でございます。その下、7目観光施設管理費、説明欄1、あらかわゴルフ場経費としまして、指定管理料の計上は光熱水費、主に電気料になりますが、その翌年度の上昇分に対応した計上となっております。

第11款 災害復旧費

(説明)

農林水産課長 次に、22ページ、23ページを御覧ください。11款1項1目農地農業施設災害復旧費は、財源の更正で、先ほど収入の際で説明させていただいたとおり9月の災害に係るもので、今回激甚災害の指定に係りまして補助率が増嵩された部分と、委託費については補助対象となったことによるもので県補助金が増えて、その分の支出、地方債を減額させていただくというふうな更正でございます。2目林業施設災害復旧費の1、林業施設災害復旧費は、令和6年9月の豪雨により被災した林道柏尾猿沢線の復旧延長等の見直しに伴う増でございます。以上です。

第2条「第2表 繰越明許費補正」

(説明)

農林水産課長 それでは、4ページ御覧ください。まず初めに、6款農林水産業費、1項農業費の農業振興経費は、新潟県農林水産業総合振興事業及び経営発展支援事業補助金によるコンバイン等の導入に係るもので、年内に導入ができないため、繰り越すものでございます。畜産振興経費は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金で、国の12月補正により予算化されたもので、畜舎建設に時間を要するため、繰り越すものでございます。農地等経費は、国の12月補正予算によるもので、新たに事業採択を受けた瀬波排水機場による団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業実施に伴う実施計画策定に係る委託料と、県営事業実施に伴う県営団体営土地改良事業等の負担金であります。ほ場整備事業推進経費は、国の12月補正予算による県営事業実施に伴う経営団体営土地改良事業等負担金であります。2項林業費、市行分収造林事業経費は、入札不調等による請負業者決定までに時間を要したことで、年度内の履行が難しいことから繰り越すものでございます。地域林業活性化事業経費は、絵本作成において作成期間に不測の日数を要したことから、年度内に事業完了が難しくなったことから繰り越すものでございます。林道改良経費は、林道獅子ワ沢線の改良工事において工事施工中に地滑りのおそれがあり、工法検討に不測の日数を

観光 課長

要したため、繰り越すものでございます。3項水産業費、漁港施設整備経費は、中浜漁港第2防波堤保全工事を行うに当たり、支障となる岩礁の存在が判明し、追加調査及び工法検討並びに業者との調整に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。次、5ページになります。11款災害復旧費の農地農業施設災害復旧費は、令和6年9月の豪雨災害に係るもので、労務者等の確保が困難であったことで不測の日数を要したため、翌年度に繰り越すものでございます。次に、8.3大雨災害林業施設災害復旧費は、工事の施工に伴う工事用資材等の運搬路の選択に当たり、地元の調整に不測の日数を要したことで繰り越すものであります。林道施設災害復旧費は、令和6年9月の豪雨災害により被災した林道柏尾猿沢線に係るもので、残土、雑木置場の候補地選定に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。それでは、4ページにお戻りください。8款土木費、土木管理費、道の駅朝日拡充事業経費でございますが、道の駅リニューアルに当たり、上下水道課が発注している導水管の改良工事詳細設計業務委託及び污水管渠の詳細設計業務委託において、関係機関との協議に時間を要しているほか、国土交通省の設計も遅れていることから委託期間を延長するとの申出があり、当課から保証金の支払いも次年度対応となることからの繰越しでございます。以上です。

歳出

第6款 農林水産業費

(質 疑)

姫路 敏

19ページの一番上のほう、説明欄の農地利用効率化等支援交付金、これは実績による減ということで、なかったということなのですか、これは内容的にどんなものでした。

農林水産課長

これは国の制度によるもので、機械等の導入に係る補助金になります。

姫路 敏

機械というのは、例えばどんなやつですか。

農林水産課長

一般的にはトラクターとか、田植機とか、コンバインといった、そういう農作業で使う機械になります。

姫路 敏

その申請、何か結構トラクターとか、いろんなところで新しくとか、いろいろ聞きますけれども、やっぱり50%が、どうなのですか、これは。何でないのかな。

農林水産課長

端的に言いますと、採択を受けるためのハードルが高いといったところになるかと思いますが。要は要件として、いろんな点数制を積み上げていって、ある程度の基準を満たすというようなどころの中で、その点数の高いところから採択されるという仕組みになっているので、手を挙げれば採択を受けるものでは正直ないので、あったとしてもなかなかそれに対象になる農業者がいらっしゃるというか、その点数を積み上げていくというのがなかなかちょっとハードルが正直高いといったところも、利用されない要因があるかと思います。

(「課長、せっかく説明するんだから、経営発展というのはどういうハードルだかという主なハードルを示せば理解できるんだけど、何でこれだけ下がっているんだということの意識、皆さん持っていると思うんで、その辺、経営発展というのはある程度の、全て言う必要はないけども、こういうハードルがあるんで、それにクリアしなかったんで、今度下がったということの説明のほう理解進むと思うんでね」と呼ぶ者あり)

農林水産課長

大きく言いますと、規模拡大ですとか、あと収益をどう増やすですとか、あと環境に対する項目ですとか、今その審査項目の要綱をちょっと持ち合わせていなくて、

大ざっぱなものなのですからけれども、そういった要は目標を掲げてというところもあって、そこがなかなかやはり、今現状もう既に経営体全てが大きくなって、ある程度キャパ、受け入れられる農地ですとかもう限界に近づいてきている部分があって、さらにそこに上乘せですとか、収益を上げるというふうなところの目標が設定をどうしてもしなければいけない部分が出てきますので、そこら辺がやはり農家さんとして、5年後、ではそれが現実できるのかというふうなところがあって、なかなかそこら辺で取組もちょっといけないといった部分になろうかと思います。

姫路 敏 分かりました。最近、補助金そのものも、その成果の報告という感じで1年ごとに、短くて3年間ぐらいとか、その補助金をもらったがゆえにこういうふうに変率が上がって、何を削減できて、こうだったという報告までつけて今度出していかなければいけないというのもあるのだろーかと思ひます。お金もらっている限りは、そういうところもあるのだろーかと思ひけれども、残念なのは、せつかくその、トラクターだのの補助つけるよ、何だのといつても、使ひ勝手の悪いといふか、確かに経営者なのだから、そこはしつかりしてもらわなければいけないのでしよーかけれども、あまりにも何か最近、こういう予算は立てるけれども、使わないといふ、使えないといふのがあるのて、今後はいろいろその辺も含めて、もう少し考えたほうがいいのかなと思ひます。あんまりハードル高くして、それは会計監査のほうからつかれたりもすることもあるのだろーかけれども、使えないものを何ぼ予算で並べておいてもどうなのだと、その辺は感じませんか。

農林水産課長 その辺についてはおっしゃるとおりで、ただこれだけが補助事業ではなくて、県の補助事業とかもありますので、相談を受けた中では、どの制度が利用できるのか、どの制度であれば合うのかという部分については、よく相談を受けた段階でこちらのほうとしても検討させていただきながら、使える、利用できる制度のほうに誘導させていただいているといふか、そういうふうな対応をさせていただいています。ただ、これは要綱については国のほうで定めているものですので、うちのほうでハードルが高いから、何とかというわけにいきませんし、低ければどうしても採択受けられないといふところがあるので、たださつき委員もおっしゃるように、実績、成果といふ部分求められます。それが達成されなければずっと改善、改善といふふうな計画を出し続けなければならないといふふうな部分で、逆に言うと農家さんに負担がかかるという側面もござひますので、そこら辺はよく見極めながら、どの制度がいいのかといふのは対応させていただいているところではす。

姫路 敏 使えない制度に予算かけて、常識的なところでは、我々から見た。こんなことしてお金かけていても使えないものを何ぼ並べておいたって、何だか分かる、それ。やっぱりそういうものを提言していただくでいいと思ひます、国のほうに。国が決めた、だからといふことは分かっているけれども、いじられないといふのは分かっているけれども、現場サイドからよくよく上げてやればいいと思ひますので、そこは答弁要りませんで、よろしくお願ひします。それと、今度畜産業関係のさつきの養豚場の件なのですが、これ3億7,893万円用意されているといふことは、あそこの小口川のところですか、これは全部。そうですか。

農林水産課長 そのとおりです。

姫路 敏 ということになると、この倍だということになると、そこにはやっぱり7億何がしかのいわゆる施設整備といふか、建てるものをやるといふことの考え方でよろしいですか。

農林水産課長 単純に倍というふうなわけではないですけれども、一応それぐらいの、委員おっしゃるぐらいの金額以上のものは投資される予定です。

姫路 敏 こういうものを建てる時の、いわゆる今一番周りの人間が懸念しているのが臭いですよね。あそこは、たしか高橋ファームがいわゆる事業閉鎖して、その脇に坂上さんのファームがあつて、坂上さんのほうがそれを買取って、いわゆる養豚場を造ろうということなのでしょうけれども、近隣の住民から非常にその臭いの件で反対があるというのは、課長は御存じですか。

農林水産課長 先ほど富樫委員のほうからもありましたとおり、一応その辺の認識はしてございます。

姫路 敏 この補助金を利用しながら建設していくということは、臭いとか、そういったところに対しての施設そのもののハードルというのは、通常よりも高いことなのですか。

農林水産課長 建てるに当たって、これ以上のものというようなところの基準的なものは正直なくて、ただ臭気の測定のものですとか、悪臭、そういう法律の中で定められた基準内に収まるものといったところの観点で設計・建設はされるというふうなところで、それを最初から超えるような施設を建てるというのは基本はNGですけれども、それを守るという前提で物事は進めているという認識をしています。

姫路 敏 坂上さんのところがそれをやっていくということに当たりまして、今あそこに豚さん何匹いるのですか。

農林水産課長 今現在の畜舎のほうには、母豚、母親の豚が220頭で、肥育豚が2,200、これ一応毎年県のほうから2月1日現在の頭羽数調査ということで、各畜産業者に対する飼育頭数の調査がありますので、今言った数字については昨年度の調査、令和6年度調査ということでさせていただいた数字になります。

姫路 敏 この今いるところの豚さん、2,420頭いますけれども、それは新しく建てたところには吸収されないのですか。

農林水産課長 今回の計画につきましては、今新しく畜舎を建てた場合、さっき言った2,200頭、一番多い肥育豚を全て新しい畜舎のほうに移すという計画であります。今現在使っている豚舎のほうには、母豚、母親の豚と生まれたばかりの子豚を一時的に肥育するといった施設に変更する計画となっております。

姫路 敏 では、新しく建てる場所の養豚場の中の豚さんは、4,000プラス2,200ということですか。

農林水産課長 いいえ。そうではなくて、新しくなるとトータルで母豚が350頭、要は222頭から350頭に増えます。肥育豚につきましては、2,200から3,500という形で、単純に4,000を足すわけではなくて、純粋にこれでいくと1,300頭が増えるというような経営規模を想定しております。

姫路 敏 ということになると、今のところの養豚場というのは、養豚施設は閉鎖するという考え方でいいのですか。

農林水産課長 先ほども説明しましたように、今のところでは母豚、母親の豚をそこで肥育する予定となっております。

姫路 敏 今も臭いがするというので、私も何度かその辺行ってきましたけれども、確かに臭いするからね、臭いにおい。ということは、その臭いが、2,200頭が新しいほうにまず引っ越すというか、行くということは、そこに残るのが200頭ぐらいですか。ですから、少し弱まるという感覚ですか。

農林水産課長 まず、私専門家ではないので、聞いた話でしかないのですけれども、申し訳ないの

ですけれども、一応豚の中で臭いを発生させるものという種類でいくと、肥育豚、要は一番数の多い豚のところがやはり一番臭いを出すといったところで、その部分が全て新しいところで、臭気対策を施した新しい畜舎のほうに移動するという部分となります。と併せて、今回この計画を進めるに当たって、地元集落との協議の中で、今ある畜舎の臭気対策という部分も求められておりました関係もありまして、今現在も臭気対策をやっておりまして、新たに、豚の餌に交ぜると臭気が下がるといった資材があって、その実績があるということで業者さんからお聞きして、それを今現在豚のほうに給餌して、臭いの低減に努めていらっしゃるという状況でございます。

姫路 敏 建てる場所の養豚場は最新型の養豚場で、臭いが物すごく抑えられるという感覚でいいのですか。

農林水産課長 臭いなので、ゼロにはならないというふうには正直私も思うのですけれども、今言ったようにウインドーレスという形で、窓のない畜舎で、あとは臭い部分であれば、ウインドーレスなので、中に空気入れなければならないのですけれども、それは吸気口があって、排気口がそれぞれ設けられていて、排気口については2棟ある建物それぞれ向き合わせの内側のほうに出すというふうな配置にしていますし、排気に当たっては、ミストですとかフィルターというふうな格好で臭いを吸着させて、排気の空気をまず対策を取った上で排出するというふうな今仕組みの畜舎を建てられるというふうにお聞きしております。そういうふうな認識でございます。

姫路 敏 こういう施設を建てる時の手順、よくバイオマスなんかでも今一生懸命近隣の集落に説明会設けたり、何度か何度かやっていますけれども、そういった手順のルールというのはしっかりと定まっているのですか。

農林水産課長 一応こちらについては、どういう手順で説明、同意もらわなければならないとか、そういったものはないというふうに認識しております。ただ、後々、やはりこういう業態ですので、問題が起きるリスクはありますので、要は地元同意、地元の合意という部分についてはやはり取っていただくというのが1つ大きなところなのかなというふうに認識しておりますので、その旨の形で、先ほど富樫委員のときにもお話ししましたとおり、周辺集落の方に、区長様最初ですけれども、説明をさせていただいて、その後になります、求められた集落については説明を行っています。あと、設置集落、要は地元の小口川集落については、何度か集落の中で説明会等をさせていただきながら、先ほど言った対策なんかも、地元からのその説明会の中で上がったものを踏まえて対策を講じてきているといったふうな形であります。

姫路 敏 ルールではないわけだ、それは。いわゆる法的に決まっていることではないわけだ。今課長が一生懸命、こういう地元から声があったら説明会するべきだとか、何とかであるとかというのは、それは法的に決まっていけないわけだ。バイオマスの地元住民への説明というのは、あれは法的に定まっているのでしょうか。

農林水産課長 あれは法律で定められていて、議事録も提出しなさいというふうな形で定められていましたので、あれはそれに基づいて事業体のほうで説明会を開催したというふうに認識しております。

姫路 敏 そういったものがないということになると、今後はそういう養豚場の、そういう鶏舎とか、そういうものを建てていくときの法的な、例えば法律がなければ条例で、村上市の条例として例えば300メートル以内の、バイオマスと一緒にですよ、300メートル以内の集落には説明会やって、議事録を残して、その多数が賛同しなければ

駄目だとか、やっぱりそういうものというのはつくれないのかな。そこだよ、問題は。それ。幾ら立派なことをしようとしても、地元の住民が今反対運動を起こそうとしているわけ。聞いていないですか、これは。

農林水産課長
姫路 敏

いろいろな行動をされているというふうなことは認識してございます。

これは行政だけではなくて、はっきり言って議会にもいろいろな影響を及ぼしてくるのです。何しているのだ、議会はと、こんなものを建てさせて、臭いものと、何でこんなのを了解するのだよと、こうなってくるのだ、だんだんと。後に私、違う視点でそのことも言わなければならないこともあるのですが、これは地元の神林地区、本当臭い。前にあそこの電車のところに、あれ農協のかな、豚がそのまんまいて、あの臭い、臭いに乗ってハエと一緒に飛んでくるのだ。窓開けていられない。それは今なくなったから、随分と解放されているのだ、それでも。これのやっぱり感覚がある方々からすると、大反対ですよ。やっぱりそういう部分からいうと、行政が前もって、そういう話ししたら、もう条例つくるぐらいの勢いでやってもらいたいとは思っておりますけれども、これに対しての何か手順をルール化するような条例というのはできないのですか、これ。副市長、どうなのでしょう、政策監でも。どうなのですか。これがないからうまくいかない、こう思うのです。

副市長

この件に関しての条例制定については、私もちょっとそういった詳しいところを承知してございません。その条例制定の可否等についても、今御意見いただいたわけでございますし、十分検討していかなければならない意見かなという認識でございます。

姫路 敏

今、今回のこの予算そのものは、そっちの小口川の施設のほうに行く予算立てで、今何だかんだ言いながら、今後建てていくので、予算化しておかなければならないということで出てきて、これはこれでよしなのですけども、よしというか、仕方ないというか。あの佐々木のほうだって、山田議員さん何度も言っていますけれども、本当そこの住民が臭い、臭い、住民どころではない、坂町の駅前まで飛んでくるといような話まで聞いている。やっぱりこれは、はっきり言ってルールを、ルールというか、臭いとか、この手順に関してのルールもそうですけれども、臭いの制限というのはやっぱりやっていただいて、立派な臭いの外に出ないような施設というのは造らなければいけないのだろーと思います、これ。これだけのお金をかけて、そしてこれ半分の補助金いただきながら、全部でやっぱり7億円ぐらいのをやって建てる施設が、臭いのちょっぴりも出ないぐらいのものではないと困ると思うのです。どう思います、その辺。これまた騒いでいるわけだ。これ、予算どうしても通さざるを得ないと思うのです。そういう何もルールもない、申請しているのを駄目だなんて言われないもの。いや、困ったな。委員長、どうします、これ。本当に神林地区の近隣の人が騒いでるのだ。この状況をもって、予算だから、これ賛同はしなければならないですけども、困っているのですよ、これ。どう思います。

小杉 武仁

ちょっと整理したいのだけれども、集落は、この小口川周辺の集落も含めて、合意は得たという認識でいるという説明なのだけれども、その一部の中で説明を求めている方がいるというのも事実。それと、今ある豚舎から、言うなればクリーン化できる豚舎に変わって、そこにこの飼育豚を移すのだという事実、間違いはないですね。

農林水産課長

はい、間違いはないです。

小杉 武仁

その事実は、説明を求めている住民の方たちは理解しているのですか。

- 農林水産課長 100%でないので、今現在のような形の行動がなされているのかなと思います。ただ半面、理解されている方もいらっしゃるというふうに認識はしてございます。
- 小杉 武仁 臭気に関しては、ちょっと所管も環境のほうも絡んでくるのだけれども、関連性があるから、ちょっと話しますけれども、その臭気の改善も当然ながら今回のこの補助事業、補助金の中に、改善するための何か要綱みたいなの、この補助金の要綱にあるのですか。
- 農林水産課長 要綱の中には、臭気対策ですとか水質の関係に関しては、法を遵守するように最大限努力して守りなさいといった記載がございますので、そこら辺がまず1つのところなのかなと思います。
- 小杉 武仁 親豚220頭に関しての既存の施設を使っていくという説明だったのだけれども、その施設の、220頭に減っても、臭気対策というのは必要になってくるのですか。その理解。
- 農林水産課長 臭気対策については、多い少ない関係なくやはり必要だと思っていますので、先ほど言った今現在やっている対策については、継続してこちらのところでも行うというふうな認識です。
- 小杉 武仁 その既存の豚舎、施設なのだけれども、その規模を縮小するとかという計画も今後あるのかな。その辺、理解。
- 農林水産課長 肥育豚が2,200がいなくなりますので、施設そのもの、今現在の規模感ではなくなるというふうな認識ではありますし、事業体のほうとしても、今のまま、できれば本来であれば一緒に新しいものというふうな考え方は実際あるのですけれども、なかなか経営を継続しながらというものがちょっとやっぱりスケジュール的にも厳しいので、一旦まず1つの今の事業を完了させた上で、次のステップというふうな格好の中で取り組んでいくというふうなこととお聞きしていますし、今の既存の畜舎についても、親豚、母豚だけになりますので、若干そこら辺の改修は行うというふうにお聞きしています。
- （「改修するのね」と呼ぶ者あり）
- 農林水産課長 はい。
- 姫路 敏 今副分科会長のほうからいろいろと聞いて、私もそれ確認しながらいたのですけれども、説明会そのものというのが、昨日、おとといかな、山田議員さんのほうに、坂上ファームさんから近隣住民のほうに、自分の支援者がいるのでしょうか、ちょっと聞いたら、それはもう説明会はしないと、ほかのところの。小口川は説明会も何も、それで同意を得たなんていうのは聞いていますけれども、説明会も取りやめにしたということなのですから、その事実は分かりますか。
- 農林水産課長 それについては、私のほうから山田議員のほうに、事業体から頂いたものを一般質問での回答というふうな格好の形でお返しさせていただいたものですので、中身については承知していますし、まるっきりその説明云々をやめるというわけではなくて、今後やり方として書面での、メールですとか、疑問に思う点について個々に説明を行っていくというふうな対応をしていくというふうにお聞きしておりますので、そういう認識であります。
- 姫路 敏 せっかくこれだけの予算つけてやるわけでございますので、今の既存のところも、先ほど副分科会長からも言われました、答弁も聞きました。残る豚がいると、母豚がいるということでしょうけれども、それも新しいところに引っ越せるような体制というか、でなければ今のファームそのもののところの施設そのものを本当に同じ

ような施設に変えていくとかということをしないう限り、地元の人たちというものの賛同を得て、そしてオーケーを取っていくのは大変な苦労が要るなど、こういうふうに思いますが、いかがですか。

農林水産課長 先ほども副分科会長からの質問の中で答えたとおり、事業体としては既存畜舎についても改善は図っていきたいという考え方を持っております。ただ、今すぐいつという時点でお話しできる状況ではまだないということですが、一応改修・改善は図っていきたいというふうな考え方を持っておりますので、そこら辺だけお伝えしておきます。

姫路 敏 それであれば、もう少し事業者に対して、補助金やるのは行政ですから、行政のやっぱり権限と言うとあれですけども、行政からの指導の下に、しっかりと集落説明会をしてくださいと、法的にはそれはないですけども、ただやってくださいと、後々行政に臭いがどうだこうだということが上がってこないような体制をつくってくださいと。そのためには残っているところを、説明会をやめたという話も聞いてくる。何かあったらそこに出向くのではなくて、そういうことをしてくれということを強く求めていくというのも大事な一つの行政としての役割ですけども、どう思います。

農林水産課長 そちらについては、いろいろな形で指導をさせていただきたいと思います。
（「何」と呼ぶ者あり）

農林水産課長 おっしゃるような指導はさせていただきたいと思っています。
（「指導ね」と呼ぶ者あり）

農林水産課長 はい。

姫路 敏 指導というよりも、指導になるのでしょうかけれども、強く提言していただきたいと、そしてしっかりとどうする、こうする、これだ、新しいところに豚さんが引っ越すのだと、そして残ったのはこうするのだというのも、具体的にそういうのを話ししながら説明会やらないと、もうまた大騒ぎになってくるので、その辺しっかりとやってもらいたいと思いますが、いかがですか。

農林水産課長 その辺の状況を踏まえた中で、そのような形でできる、指導のほうを継続していきたいと思っています。

富樫 光七 今と同じ6款1項の18節、さっきの歳入のときも質問したのですが、姫路さんがほとんど言ったので、あんまり長くしゃべったので、俺何を言おうとしたかちょっと忘れてしまったところあるのですが、基本的には、今の問題なのですが、私も話聞いていて、早稲田にも養鶏場の問題があるので、今の問題、現場をよく見たわけでもないし、あれだけでも、話聞いていてすごくよく言いたいところ分かるのですが、田舎のよさというのは、水と空気がきれいであるというのは基本中の基本のはずなのです。それなのに、今この問題が、養鶏、今たまたまこれ地元の人が養豚だというから、ますます気遣って近くの人たちが声を上げにくいということもあるし、こんなことをこれからまた、今これが1つ事例として実行してしまうと、ああ、村上市はこの程度でいいのだなということで、またよその業者がここに来て同じようなことをするということは十分考えられますので、やはり法的規制をクリアすればいいというのは確かに最低限の条件なのだけれども、今課長が言うように、いや、指導はしていきたいという、指導ではなくて、何で指導で足りないのかというと、指導であるというのは規制ではないから、拘束力がないはずなのです。だとすれば、やはり誰がどうしてやったにしても、これ村上

市の条例でこういう決まり、ちょっと厳しいのだけれども、こういう規制があるのですよ、だから最低限このまちの中でやるにはこれはやってくださいねという、やっぱりそういう条例であるとか、こういうものを造る時のマニュアルづくりをやったりきちんとしないと、今これだけの問題で何か収まらないなというのをすごく危惧するのです。だから、やはり、私は反対しているのではないのです。予算も必要だし、養豚も必要だ。もちろん豚肉も毎日食べていますから、それは必要なのはよく分かります。でも、そのためにこれだけ地域の人たちが心配して、不安になって、しまいには地下水まで汚染されるということも現実に早稲田で起きつつあるのです、データとして。なので、やはりこれを村上市としてももう少し厳しい、きちんとしたみんなが、周りの人もやる人も、ウィン・ウィンという言葉はここでのいいのか悪いのか、ちょっと分からないのですけれども、やはり両方が安心してそこで存在して暮らせる、ビジネスできる、農業ができるという、そういう基準をやっぱりつくるべきだと思うのです。もう一言言わせてください。富山の業者が新潟県に来て、いろいろ養蚕業もやるのですけれども、何で富山の人たちが新潟のこんな田舎にまで来てそれをしなければならぬか、あるいはそれをやってもメリットあるかも含めて……

河村分科会長 4番委員、ちょっとまとめて質疑にしてください。お願いします。
富樫 光七 はい。それをやはり私も調べなければならぬけれども、行政としても何で富山の業者がここに来て、どういう新潟県との規制値が違うのか、やっぱりそれもちょっと調べてほしいと思います。以上です。
農林水産課長 先ほど副市長も姫路委員からの規制ですとか、条例的なことの制定という話がありまして、副市長答弁されておりますので、そちらについては私あれですけれども、このところの部分については、他県と新潟県に違いがあるかについては、ちょっと検証させていただきます。

第7款 商工費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 繰越明許費補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(河村幸雄君)休憩を宣する。

(午前11時22分)

分科会長(河村幸雄君)再開を宣する。

(午前11時33分)

日程第2

議第6号 令和7年度村上市一般会計予算のうち農林水産課、地域経済振興課、観光課及び農業委員会所管分を議題とし、担当課長（農林水産課長 小川良和君、地域経済振興課長 富樫 充君、観光課長 田中章徳君、農業委員会事務局長 高橋雄大君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

（説明）

農林水産課長 それでは、説明をさせていただきます。その前に、冒頭分科会長のほうから説明がありましたとおり、農林水産課から令和7年度工事等の計画一覧を配付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。それでは、説明をさせていただきます。21ページ、22ページを御覧ください。13款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金、1、農業施設分担金は、朝日畜産団地基本施設の地代に係る地元受益者分の分担金として徴するものです。

第14款 使用料及び手数料

（説明）

地域経済振興課長 続きまして、23、24ページを御覧ください。14款使用料及び手数料、4項の労働使用料ですが、説明欄1、勤労者総合福祉センター使用料については、施設を各団体等が使用する際の使用料となっております。過年度の実績を踏まえて計上しているものでございます。

農林水産課長 次に、25ページ、26ページを御覧ください。5目農林水産業使用料、1、農業使用料の1、農村環境改善センター使用料及び2、行政財産使用料につきましては、前年とほぼ同額を計上しております。神林有機資源リサイクルセンター使用料は、畜産農家からの堆肥受入れ等に係る処理料となっております。

観光 課長 説明欄4、地域活性化施設使用料63万6,000円につきましては、道の駅神林の食堂、穂菜味亭の使用料であります。説明欄5、行政財産使用料の18万9,000円は、交流の館「八幡」の食堂、かがり火の土地と建物の使用料、そしてN T T柱の使用料などの計上でございます。説明欄6、朝日まほろば夢農園使用料につきましては、昨年度と同額を計上しております。

農林水産課長 2節水産業使用料の1、イヨボヤ会館入館料につきましては、入館者が回復傾向にあることから、前年度より120万円の増を見込んでおります。2、漁港施設占用料につきましては、前年度と同額を計上しております。

地域経済振興課長 続きまして、1節商工使用料、説明欄1、露店市場使用料については、村上、岩船の露店市場の開設に伴う使用料と、村上、瀬波、岩船の各大祭に伴う臨時露店市の出店の際の使用料で、実績に伴い計上しております。続きまして、説明欄2、行政財産使用料については、村上、神林工業団地内にある電柱等の設置に伴う使用料として計上しております。

観光 課長 2節観光使用料、説明欄1、二子島森林公園使用料、説明欄2、朝日みどりの里農産物直売施設使用料、そして説明欄3、行政財産使用料につきましては、それぞれの施設の実績により計上しており、行政財産についてはN T T柱等の使用料、全て前年度ほぼ同額を計上してございます。その下、7目1節道路使用料ですが、説明

欄 1、行政財産使用料につきましては、桑川駅の業務室、それから電力柱などの使用料となっております。

農林水産課長 3 節都市計画使用料につきましてはの 1、都市公園施設使用料は、鮭公園のガス管敷設等に係る使用料のほか、駐車場を使用したイベント等に係る使用料を計上しております。

観光 課長 説明欄 2、都市公園施設使用料は、南大平ダム湖公園のキャンプ場及び天体観測施設の使用料となっております。説明欄 3 は、お幕場森林公園、南大平ダム湖公園に係る行政財産使用料の計上をしております。

農業委員会事務局長 27 ページ、28 ページを御覧ください。4、農林水産業手数料になります。1 の農業手数料、説明 1、農業委員会諸証明手数料になります。通常の証明手数料に令和 7 年度から農地中間管理機構契約の売買支援事業の手数料を上乗せし、12 万 8,000 円ほど増額をしております。以上です。

農林水産課長 同じく 4 目 2 節林業手数料の火入手数料は、火入れ申請に係る申請料を計上しております。

地域経済振興課長 その下、商工手数料については、村上露天市場の露店の出店に伴う許可の手数料となっています。

第15款 国庫支出金

(説明)

観光 課長 それでは、31 ページ、32 ページを御覧ください。15 款 2 項 4 目商工費国庫補助金、1 節の商工費補助金でございますが、説明欄 2、新しい地方経済・生活環境創生交付金につきましては、地方創生 2.0 の中で地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく独自の取組を計画から実施まで国が後押しする第 2 世代交付金でございます。道の駅朝日リニューアル事業を進めるための予算計上としております。

地域経済振興課長 すみません。その前に移っていただきまして、同じく項目になりますが、こちらのほうの交付金につきましては、昨年度までデジタル田園都市の交付金として受けたものを次年度から継続して認定を受けて行う事業でありまして、産業支援プログラムや人材獲得・定着支援等の事業に活用するためのものとなっております。以上です。

観光 課長 大変申し訳ございませんでした。5 目 2 節都市計画費の補助金の説明欄 1、先導的官民連携支援事業補助金につきましては、これまで令和 6 年度は国事業のモデリング事業としてスモールコンセッションを推進する内容で、旧香藝の郷の利活用の検討を進めてまいりました。令和 7 年度は、先導的官民連携支援事業を活用し、引き続き官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等を進めてまいります。補助金は、定額補助 1 件当たり限度額が 2,000 万円となっていることから同額計上をしております。

第16款 県支出金

(説明)

農林水産課長 35 ページ、36 ページを御覧ください。16 款県支出金、2 項 4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金ですが、説明欄 1 から 13 は、農業振興、農村整備に取り組む予定をしております各事業に係る国・県の補助金でございます。

農業委員会事務局長 説明15、16、17、18につきましては、農業委員会としての交付金を予算計上したものです。

農林水産課長 2節林業費補助金ですが、説明1から3は、林道振興で取組を予定しております各事業に係る国・県からの補助金です。3節水産業補助金ですが、1から2は水産関係で取組を予定しております各事業に係る国・県からの補助金となっております。37、38ページ、8目災害復旧費県補助金の林道施設災害復旧事業補助金は、令和4年8月3日からの大雨による林道災害の復旧のうち、令和7年に発注する工事に係る補助金となります。

地域経済振興課長 その下の、同じページになりますが、4項の県貸付金になります。説明欄1、地方産業育成資金県貸付金になりますが、こちらのほうについては、制度融資の地方産業育成資金として県から貸付けを受け、例年実施しておりますので、次年度も本年と同額の貸付けを計上しておるところでございます。

第17款 財産収入

(説明)

地域経済振興課長 続きまして、その下、17款の財産収入について、説明欄の2、土地貸付収入につきましては、山北工業団地において2事業者に対して貸付けを行っており、その貸付額を計上しております。

農林水産課長 次のページ、39、40ページを御覧ください。2項1目不動産売払収入の2節建物売払収入につきましては、畜舎等売払収入は朝日畜産団地に係る1つの畜舎の経営体分であります。2目1節物品売払収入の2、農機具等売払収入につきましては、農機具等の売却収入は朝日畜産団地に係る分であります。

第18款 寄附金

(説明)

観光課長 同じページ、18款1項5目1節ふるさと納税寄附金ですが、説明欄の2、ふるさと納税寄附金につきましては、前年度の実績から7億円を計上しております。

第21款 諸収入

(説明)

地域経済振興課長 続きまして、ページが43、44ページを御覧ください。21款諸収入につきましては、4項の貸付金元利収入ですが、説明欄1、労働金庫預託金元利収入につきましては、労働者の福祉向上のために貸付金として労働金庫に預託しているもので、年度末に償還を受ける元金を計上しているものでございます。その下、商工費貸付金元利収入につきましては、こちらのほうも先ほど県貸付金で御説明しました産業育成資金として各金融機関へ預託する資金について、年度末に償還を受ける元金を計上しているものと、その下、中小企業振興資金預託金元金収入についても同様に各金融機関に預託するもので、年度末に償還を受ける額を計上しているものでございます。続きまして、45、46ページを御覧ください。諸収入の4節、一番下から上の労働雑入につきましては、説明欄1、自動販売機設置電気料と2、各種団体電気使用料については、こちらのほうについては勤労者総合福祉センターに設置してある自動販売機の設置電気料と、あと同じく福祉センター内にある事務所を設置している老人クラブと村上トリアスロン実行委員会の電気料として計上しているものでござい

ます。

農林水産課長 次に、5節農林水産業雑入では、説明1から47、48ページの6までは前年と同じ項目で、ほぼ同額を計上しております。7、堆肥等販売収入及び8、堆肥散布料は、有機センターで生産された堆肥を農地に散布することによる収入分を計上しております。9の村上牛PRイベント販売収入は、イベント時に村上牛のPRと併せて行う村上牛の串焼き等の販売代金分を計上してございます。

観光 課長 説明欄10、自動販売機手数料につきましては、道の駅神林の自動販売機の手数料となっております。説明欄11、地域活性化施設使用精算金につきましては、道の駅神林、穂波の里の指定管理者からの使用料相当分の入金となっております。もう一つ、林産物展示販売施設72万円、そして農産加工所が61万2,000円であり、昨年度と同額を計上してございます。

農業委員会事務局長 12番、農業者年金業務委託金、前年度と同額です。13番、農地中間管理特例事業業務委託金についても同額です。14番、農地中間管理事業業務委託金についても前年度と同額です。15番、農地等精通者意見価格調査謝金についても前年度と同額です。

地域経済振興課長 その下の6、商工雑入については、説明欄1については、各種大祭臨時電灯設備料については瀬波、村上、岩船の大祭の電灯設備に関する使用料になっております。そして、2の村上大祭臨時ごみ収集所使用料については、村上大祭における出店者から徴収するごみの処分料になっております。以上です。

観光 課長 説明欄3、自動販売機設置電気料は、山北地区の駐車場、これ板貝と桑川になりますが、その自動販売機の電気料になってございます。説明欄4、海浜施設光熱費負担金は、これも山北地区6地区でございます。桑川、笹川、板貝、今川、寒川、碁石の海水浴場に係る負担金となっております。説明欄5、温泉使用料は、山北徳洲会病院への温泉水の使用料となっております。6、三面避難小屋の協力金としましては、1,000円掛ける10人を想定した金額を計上してございます。そして、7番、自動販売機手数料につきましては、ふれあいセンターと脇川駐車場施設に設置している貸付料になってございます。8番、朝日みどりの里施設使用納付金は、指定管理者から納めていただくもので、前年度の実績からの見込額を計上してございます。物産会館分として450万円、食堂分として400万円、計850万円を計上してございます。引き続き、7節の土木雑入になりますが、説明欄の1、公衆電話取扱手数料につきましては、道の駅神林に設置されているものでございます。以上です。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

姫路 敏 26ページの5目農林水産業使用料ということで、イヨボヤ会館入館料というので120万円を上乗せしてあげたと、今年度はということなのですが、入館者数はどんなふうに見ていらっしゃいますか。

農林水産課長 入館者については、昨年、令和5年からコロナ明け後、増加傾向にありますので、

それに基づいて上げさせていただいております…… 6 年度の実績から言いますと、2 月現在で 3 万 7,136 人で、昨年よりも 1,000 人ぐらいちょっと増えている状況でございますし、昨年の 3 月の入館者数が 2,446 人というふうな実績でございますので、それを踏まえて今 3 万 9,000 から 4 万というふうな形で見込んでございます。

姫路 敏 その下のほう、露天市場の使用料ということ、これが村上祭り、瀬波祭り、岩船祭りだったと思うけれども、どうだったかな。

地域経済振興課長 露店の使用料については、定期市場の分も含まれます。あと、村上、岩船、瀬波の大祭の分も含まれる分として計上しておるところであります。

姫路 敏 これは、その 3 つの大祭の露店の収入というのはどのぐらいになります。逆に言えば、露天市場のほうはどのぐらいになるか、分かれば。分からなければ、後で教えてください。

経済振興室長 村上定期市場、六斎市の分ですと 37 万 2,000 円ほどになっておりますし、大祭分が、お待ちください。

（「あとは大祭ですか」と呼ぶ者あり）

経済振興室長 はい。残りが大祭分で……

（「じゃ、大祭のほうは 30 万ぐらいという感覚でいけばいいですね」と呼ぶ者あり）

経済振興室長 はい、そのとおりでございます。

第 15 款 国庫支出金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第 16 款 県支出金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第 17 款 財産収入

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第 18 款 寄附金

（質 疑）

姫路 敏 ふるさと納税のほうなのですが、今年度というか令和 7 年度、7 億ということなのですけれども、実績からいって 7 億でいいのかな。10 億ぐらい上げれないの。

観光 課長 ちょっと手元に資料が。今現在の実績としまして、もう既に 7 億を超えている状況でございます。ここまで伸びるとは正直思っていなかったのですけれども、それを基にして、確実な部分として 7 億を今回計上してございます。お話ありましたように、目指すところは額が多ければ、それだけの寄附も確かにあることはあるのですけれども、ちょっと堅実な部分の 7 億を計上させていただきました。

姫路 敏 年度内でもう 7 億超えているのだったら、やっぱり少し上乗せして頑張る意欲を見せたほうがいいかなと思いましたので、一応堅実なところで 7 億なのでしょうけれども、減らないように頑張ってもらいたいなと、こういうふうに思いますが、どうでしょうか。

- 観光 課長 納税額の増額を目指して、今取組等も昨年からまたいろいろ工夫を重ねております。今年度もまた返礼品の品数であるとか、いろんな品種についても増やしていったら、納税者の皆さんから選択いただける内容を検討していこうと思っておりますので、よろしくお願いします。
- 三田 敏秋 今のふるさと納税、7億超えている。予算、本当にもう少し見なければならぬところなのでは、けれども、一番私も危惧しているのは、返礼品に非常に困っているというか、供給不足、村上牛、岩船米等々にあれだけでも、その対策、次年度に対して何かお考えはございますか。
- 観光 課長 本市におきまして、返礼品の上位10品目の中には、米関係が実際7つ入ってございます。品目はいろいろ、コシヒカリだったり、新之助だったりしますが、となるとその米の確保というのが大きな課題となってくることは、我々も承知しているところでございます。ただ、返礼品を提供、協力していただける農業法人、または個人であったり、そういったところの部分の協力の皆様をいかに増やしていくかというのが大きな課題になってございますが、その個々の協力者に対して返礼品を最優先に確保をお願いするというのは、あくまでお願いする立場でしかないということをお理解いただきたいと思います。
- 三田 敏秋 ぜひ観光課だけでなく、農林水産課、あるいは農業委員会さんなんかの力も借りて、横断的にやっぱりその対策というか、せっきやく立派な産物があるので、それを伸ばすように努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。答弁要りません。

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(河村幸雄君) 休憩を宣する。

(午後 0時00分)

分科会長(河村幸雄君) 再開を宣する。

(午後 0時59分)

歳出

第5款 労働費

(説 明)

地域経済振興課長 127ページ、128ページを御覧ください。5款労働費の説明欄1、労働諸費一般経費につきましてですが、この経費については、雇用対策協議会負担金、人材獲得・定着支援事業に関する補助金、あと歳入でも説明しました労働金庫預託金等の例年同様の事業実施に伴う予算となっております。その下、説明欄2、若年者職業自立支援事業の経費につきましては、若者の職業的自立を支援するために、委託業務として例年同様の事業予算を計上しているところでございます。続きまして、次ページをおめくりください。129、130ページになりますが、こちらのほうについては、説明欄1の勤労者総合福祉センター運営経費につきましては、こちらのほうにつきましてはシルバー人材センターに令和4年度から指定管理を出している施設の指定

管理料の分を委託費として計上しているものでございます。令和6年度より61万6,000円ほど増額しておりますが、空調設備の点検業務を見込み、増額しているものでございます。以上です。

第6款 農林水産業費

(説明)

農業委員会事務局長 続きまして、6款1項1目農業委員会費です。説明の1から2までは、前年度と同様の予算です。3番の農作業労働賃金標準額策定経費につきましては、2年に1度の改定年となっておりますので、報償のほうを計上させていただいております。4番、機構集積支援事業経費、5番、農地中間管理事業業務経費、めくっていただきまして、6番、農業委員会事務局職員人件費につきましては、前年度の実績に基づいた予算となっております。

農林水産課長 農林水産課所管事業につきましては、基本的には、金額の多寡はありますが、継続事業が中心となっておりますので、各事業において現状及び将来を見据えた見直し等を実施しており、事業ベースで増減しておりますが、事業のクオリティーを落とさない計画となっております。よって、説明につきましては新規事業、主要事業及び工事等に絞って説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、2目農業総務費の1、農業一般管理経費及び農業総務費職員人件費は、前年と同様となっております。3目農業振興費については、説明1の有害鳥獣対策経費において、猿捕獲用の大型おりを新たに1基設置するのに係る経費並びに猿・イノシシの捕獲に係る報酬の見直し等を行うために、一番下、有害鳥獣被害防止対策協議会負担金で、当初より500万円増の1,000万円を計上させていただいております。133、134ページ、2、農業振興経費において、上から9つ目、就農支援事業補助金、経営発展支援事業補助金及びこの2の一番下、青年就農給付金は、いずれも新規就農者への支援に関わるもので、給付事業となる就農支援事業補助金は市単の単独事業で、新規就農見込み1名を含む9名分を、青年就農給付金は国事業で、新規就農見込み1名を含む3名分を計上しております。機械等の導入支援となる経営発展支援事業補助金は、見込みで1件分を計上しております。3、農産物生産・流通対策経費から6の機構集積協力支援事業経費までは、前年と同様の内容となっております。

農業委員会事務局長 7番、機構集積協力支援事業経費につきましては、前年度採択要件が変更となりまして、前年度の2分の1の金額を予算要求する形になっております。

農林水産課長 9、中山間地域等直接支払交付金経費の中山間地域等直接支払交付金は、令和7年度より6期対策が始まることになっており、前期対策より5増、3減の42集落協定で取組を計画しております。

観光 課長 説明欄10、神林農産販売施設運営経費につきましては、前年度とほぼ同額の計上としております。

農林水産課長 次ページ、135、136ページ、4目畜産業費については、1、畜産振興経費では、村上牛認定に係る経費1頭につき上限5万円を補助する村上牛生産振興対策事業補助金を計上しております。次に、5目農地費についてですが、1、農地等経費の中段の工事請負費では、蛇川排水路フェンス改修工事を予定しております。2、農地・水保全管理支払経費では、137組織で取り組む予定で、田んぼダムに取り組む組織の数に増減はありませんが、取組面積については13ヘクタール増の1,420ヘクタールで取組を予定しております。3、ほ場整備事業推進経費の137、138ページ、上から2つ

目、県営団体営土地改良事業等負担金は、朝日地域長津地区における基盤整備事業に係る負担金で、令和7年度の事業費の10%を計上しております。139、140ページ、説明欄4の農村公園等経費の工事請負費では、海府ふれあい広場スロープ手摺更新工事を計画しております。

観光 課長 説明欄5ですが、朝日まほろば夢農園経費につきましては、昨年度、芝刈り機の故障で新規購入で20万円ほど多く計上しましたが、本年度は平年並みの計上となっております。

農林水産課長 6、有機センター経費の機械器具購入費は、特殊作業車、ホイールローダーの購入に係る経費を計上しております。

観光 課長 説明欄7、交流の館「八幡」経費につきましては、前年度と同額計上となっております。

農林水産課長 ページめくっていただきまして、141、142ページ、2項林業費について、1目林業総務費は前年と同様です。次に、2目林業振興費については、2の市行分収造林事業経費の市行分収造林事業委託料は、村上地域の坪根、鋳物師、門前地区5.8ヘクタール、山北地域脇川地内での7.94ヘクタールの市行分収林で間伐を行う予定であります。3、間伐推進経費の間伐推進事業補助金では、市内事業体が199ヘクタールで行う間伐事業に対する補助で、森林作業道整備事業補助金は、市内事業体が開設する作業道16.7キロに対し補助を予定しております。5、造林推進経費の再造林推進事業補助金では、市内事業体が36.5ヘクタールで行う再造林に対して補助を予定しております。6、地域林業活性化事業経費の143、144ページの中段からやや下になりますが、木育推進業務委託料では、令和2年度から行っておりました木育インストラクターの養成事業が昨年、令和6年度をもって一旦終了しましたが、次のステップとしてインストラクターがより実践的な活動ができるよう、木育プログラム園内研修事業を計画しております。次の自伐型林業推進業務委託料は、森林の適正管理と林業従事者の確保のため、新たに自伐型林業の普及促進を図るための事業を行う計画です。工事請負費では、林道平床線路肩修繕工事を予定しております。あと次、新潟県森林整備推進協議会負担金は、航空レーザー計測を実施するに当たっての負担金として計上させていただいておりまして、今年度は計測を民有林5,960ヘクタールで、資源解析については600ヘクタールを計画しております。なお、航空レーザー計測につきましては、令和8年度で完了の予定となっております。説明欄7の上の森林整備等推進事業補助金は、前年度より2,420万円ほど増額し、多くの事業体より要望のありました高性能林業機械の導入及びリースに対し、支援を強化する予定としております。次に、3目林道維持費については、2の林道改良経費の工事請負費では、鈴川線及びアラ田線の改良工事を計画しております。145、146ページ、3項水産業費について、1目水産業総務費は、1の水産業振興一般経費の水産多面的機能発揮対策負担金は、河川環境の保全活動の取組を予定しております三面川環境保全の会及び荒川流域保全の会への市負担分であります。2目水産業振興費、2、イヨボヤ会館経費の工事請負費では、3号取水ポンプの取替え工事を予定しております。3の放流・資源確保事業経費の稚魚購入・放流事業費補助金は、内水面3漁協及び海面2漁協が行う稚魚の放流に対する補助金となっております。3目の漁港管理費は、例年と同様となっております。

第7款 商工費

(説 明)

地域経済振興課長 続きまして、7款商工費について、147、148ページを御覧ください。説明欄1、商工振興一般経費につきましては、例年同様の予算計上になっておりますが、こちらのほうにつきましては、中小企業の振興による本市の経済発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする中小企業振興条例を踏まえた市内中小事業者の課題等を把握して、中小企業の振興に関する施策を総合的に進めるための悉皆調査を実施する予定となっております。そういった経費も含めて計上しておるところでございます。続きまして、説明欄2は例年同様となっておりますし、続きまして2目の商工業振興費の説明欄1、中小企業金融制度経費になっておりますが、こちらについても例年同様の制度融資に関する経費を計上しておりますが、制度融資に関して大きく分けて地方産業育成資金と中小企業振興資金の2種類がありまして、地方産業育成資金については新潟県からの規定に基づいて運用しているところでございます。このたび日銀の政策金利の引上げ等を背景として、新潟県において貸付金利の引上げを検討しておるところであります。そういったことも踏まえて、本市のほうにおいても同様に引上げのほうを踏まえた運用を図ることになっております。また、今後引上げが明らかになった場合には、制度融資委員会等の事前の周知を図りまして、市報等で周知を図りたいというふうに思っております。もう一点の中小企業振興資金につきましては、本市独自の制度でありますので、状況を踏まえた見直し等、そういったところを図っていきたいというふうに思っております。続きまして、149、150ページを御覧ください。説明欄2、産業振興対策経費につきましては、例年同様の計上となっております。説明欄3、物価高騰対応重点支援事業経費につきましては、こちらのほうについては、現在発行の準備を進めておりますプレミアム商品券に加えて、市民生活を支援するために市内経済の活性化を図るためのキャッシュレス決済を基にしたデジタル商品券の発行をするための経費を計上しているものでございます。販売総額を3,000万円として、プレミアム率を20%、1口6,000円を4口まで購入可能として、11月1日の発行、利用可能となるように準備を進めているものでございます。続きまして、その下の省エネ設備導入支援補助金につきましては、省エネに資する設備更新に関して、そういった経費を支援するものでございます。主にLED化や省エネ基準を達成したエアコン等の更新に係るものを通常型として支援するものと、あと事業者が省エネ診断を基にして導入する設備に関する経費を支援するものとして、それを診断型として支援するものがあります。次に、エネルギーコスト軽減支援につきましては、エネルギー価格の高騰に伴い影響を受ける事業者の事業継続を支援するために、その負担の一部を支援するもので、事業者の事業収益に応じて5,000円から5万円の支援額を定めて、4月1日から6月末までの申請により交付するよう準備を進めるものでございます。続きまして、説明欄4、商工団体経費につきましては、令和7年度の各商工団体の事業計画に基づいて、必要となる経費を計上しておるところでございます。なお、令和7年度においては荒川、神林両商工会が4月1日をもって合併し、荒川神林商工会として誕生するものでございまして、令和7年度においてもその申請に基づいて交付するものでございます。なお、合併に伴って、荒川神林商工会については1,200万まで限度額のほうを見直すことで今制度の改めを進めているところでございます。続きまして、その下の住宅リフォーム事業経費につきましてですが、令和6年4月定例会において債務負担による事業実施の承認をいただいたので、先週末受付が終了しているところござい

ます。現在審査を進めているところでございますが、速報値として現在申請件数が253件、申請額が2,181万円といった状況でございます。今後交付決定を発行する予定としておりますが、予算に達していないため、以後随時申請を受付する予定としておるところでございます。続きまして、6、伝統工芸振興事業経費については、例年同様の予算計上となっております。

観光 課長 説明欄7、物産振興経費につきましては、上から6行目、村上食材プロモーション事業委託経費を前年度比較からしまして43万ほど減額しておりますが、ほかは同額計上となっております。その下、説明欄8、ふるさと納税経費につきましては、ふるさと納税の歳入7億円に増加を見込んでいることから、それに対する記念品代とか、あと送料、募集に関わる必要経費について増額計上しております。

地域経済振興課長 続きまして、露天市場費になりますが、説明欄1、露店市場の運営経費につきましては、定期市場、各種大祭に伴う臨時露店市場の経費で、例年同様の予算とさせていただいているというところでございますが、各大祭等、そういった運営に当たる業務委託関係で労務単価、資材単価の値上げにより、前年度より増額して計上させていただいているものでございます。続きまして、4目の企業対策費につきましては、説明欄1、企業誘致経費につきましては、企業誘致に関する経費と企業設置奨励条例に基づいた企業支援を行う経費として計上しております。新規雇用促進奨励金を計上しておるところでございますが、対象企業は坪根工業団地内にある株式会社アセックで、昨年増設した工場に新たに雇用された23人分の奨励金を予算計上しているところでございます。続きまして、その下の工業団地費、説明欄1の工業団地経費につきましては、工業団地の維持管理関係の経費として例年同様の予算計上とさせていただいております。

観光 課長 続きまして、6目観光費であります。説明欄1、居繰網漁経費につきましては、観光用として実施しております居繰り網漁の運営経費であります。川舟の維持管理費と修繕、そして燃料高騰によりまして、例年シーズン中コンテナハウスを設置しますが、そのコンテナハウスの運搬費の増加により、項目的には機械器具借上料が31万2,000円の増額になってございます。そのほかは、前年度ほぼ同額で計上してございます。説明欄2、ゆり花温泉施設経費につきましては、前年比1,236万8,000円ほどの増額となっております。これは、3年に1度入替えを必要とする湯湯ポンプとケーブル、この入替え工事が必要となる年度のため、増額計上してございます。説明欄3、観光振興一般経費ですが、事業の見直し等によりまして、総額で約705万7,000円の増額となっております。増額の主なものとしましては、ページ下から6行目、観光プロモーション事業委託料がでございます。これは内容の一つには、関西を中心とした情報発信強化と観光物産フェアなど現地プロモーションを展開して、関西を中心に国内誘客を促進させる事業が1つございます。2つ目には、海外インフルエンサーや専門家を招聘し、SNSを通じた情報発信のほか、インバウンド向けのツアーの造成等を行う予定にしているものがございます。3つ目には、おもてなしの充実やデジタルツールの導入等を通して、受入れ態勢の整備を進める予定としてございます。増額の主なものとしまして、もう一つは次のページ、153ページから154ページを御覧ください。154ページの上から14行目、ちょっと下に下がりますが、万博首長連合催事出展負担金になります。これは、本年度に本市が参加いたします万博首長連合の企画催事参加に必要な共通負担金と、当該催事内で日本各地の食と世界を“共創おにぎり”で結ぶというふうな企画展を主催・運営す

る予定になってございます。その実行負担金の共通負担金の計上となつてございます。説明欄4、観光費職員人件費は、職員14人分の人件費となつてございます。引き続き、7目、その下になりますが、観光施設管理費であります。説明欄1、海水浴場経費であります、これは前年比ほぼ同額を計上してございます。一番下、説明欄2、ちょっと154ページから156ページにもわたり記載されておりますが、観光諸施設経費につきましては、前年度より総額で1,825万5,000円の増額となっております。増額の主なものとしましては、156ページを御覧ください。156ページの上から9行目に測量設計等委託料というのがございます。この内容といたしましては、旧香藝の郷の耐震調査を含みます建物の調査委託と、それと古渡路地内の国道7号脇に観光案内看板があるのですが、その観光看板がある用地が圃場整備の整備区域の計画地に入つたことから、それに伴ひまして用地調査後に分筆登記をする必要が発生いたしました。それらの委託費に係るものでございます。その下、説明欄3、あらかわゴルフ場経費につきましては、指定管理料として前年比と同額を計上してございます。説明欄4、みどりの里経費につきましては、総額1,497万8,000円ほど減額となっておりますが、指定管理料と借地料は前年度同額計上しており、本年度は工事請負費で減額しております。今年度の工事計画としては、温泉源泉ポンプ取替え工事と温泉源泉ポンプオーバーホール工事の2本を予定しておりまして、昨年度の3,152万6,000円に対して、本年度はほぼ半額強の1,654万8,000円を計上してございます。そして、説明欄5、旧蒲萄スキー場経費につきましては、本年度よりスキー場閉鎖後の各種事業が必要となる経費でございます。特別会計の閉鎖に伴い、一般会計での計上となつてございます。雪崩防止作業に必要となる人件費、これは草刈り等除草作業等になりますが、あとは冬期間の圧雪車、雪崩防止のため圧雪車の運用に必要となる経費のほか、原状復旧するまでの間維持管理が必要となりますことから、下草刈り業務委託料と、あとは用地の借上料を計上してございます。工事請負費につきましては、令和7年度は駐車場の排水を改善するための側溝工事と、それからスキー場の大きな国道沿いにあります看板がありますが、その看板の撤去工事分として計上してございます。説明欄6、村上市民ふれあいセンター経費におきましては、測量設計等委託料として空調設備の改修工事管理業務委託料を予定し、工事請負費としましては空調改修工事、これは機械設備と電気設備がございまして、その工事請負費につきまして令和7年度分の支出予定額を計上してございます。以上です。

第8款 土木費

(説明)

観光 課長

引き続き観光課です。157ページ、158ページ御覧ください。説明欄2、道の駅神林の管理経費につきましては、労働単価の上昇を考慮したほかは、前年度とほぼ同額を計上しております。ただ、工事請負費額が増額となっております。工事内容につきましては、道の駅内にバス停がございまして、そのバス停が不要となることから撤去工事をするのと、あと公衆電話ボックスと木製のベンチを併せて撤去する工事を予定してございます。説明欄3、道の駅朝日管理経費につきましても、委託料の労務単価の上昇がありますが、前年度とほぼ同額を計上してございます。説明欄4、道の駅笹川流れ管理経費につきましても、前年度とほぼ同額を計上してございます。説明欄6の道の駅朝日拡充事業経費につきましては、主な増額要因としまし

ては上から3行目、測量設計等委託料で、道の駅朝日の建築工事、この建築工事には純粋な建築と、電気、機械、太陽光発電、地中熱設備を含んだ建築工事の設計書の作成業務委託を予定しております。あと、もう一本委託として、道の駅朝日の建築工事、この工事の監理を委託する、この2つの計上となっております。工事につきましては、令和7年度より本格的に始まる計画としております。5行目の工事請負費では、今年度5つの工事を計画しております。1つは、委託でも申しましたが、建築工事、2つ目には電気設備工事、3つ目には機械設備工事、4つ目には造成準備工事、5つ目には本番の造成工事になります。ただ、先ほど御説明しました建築工事の委託設計が成果品等上がってからでないでないと発注できない工事が多くございまして、中心となるのは今年度は造成関係の工事を中心になろうかと考えております。またあと、6行目に土地の購入費と7行目には補償金がございますが、これは駐車場のエリア拡大に伴います民有地28筆の土地の購入費と、あと既設の上水道管と下水道管の移設補償費等で必要となる経費を計上してございます。続けて観光課のほうですが、ページちょっと大きく進みまして、167ページ、168ページを御覧ください。8款土木費、6項都市計画費、3目公園費になります。公園費につきましては、説明欄3、南大平ダム湖公園経費、それとその下にあります説明欄4、お幕場・大池公園経費につきましては、前年度とほぼ同額の計上となっております。説明欄5、お幕場森林公園経費につきましては、修繕料の見込みを前年度と比較して若干抑えておりますが、ほぼ前年度と同額の計上となっております。以上であります。

第11款 災害復旧費

(説明)

農林水産課長 それでは、飛びまして215ページ、216ページのほうを御覧ください。11款1項1目農地農業施設災害復旧費の1、8.3大雨災害農地農業施設災害復旧費の工事請負費につきましては、小岩内地内の農地防災工事及び荒川地区梨木地内の土砂置場の土砂排除工事に係るものであります。2目の林業施設災害復旧費の1、8.3大雨災害林業施設災害復旧費の工事請負費は、林道7路線、8か所の復旧及び神林小岩内地内の治山工事1か所に係るものであります。以上です。

第2条「第2表 継続費」

(説明)

観光課長 ページ大きく戻りまして、7ページになります。第2表、継続費、8款1項、道の駅朝日拡充事業でございます。これは、本年度から本格的にスタートします拡充工事につきまして、今後の工事の内容を継続する上での各年度の試算表を示したものでございます。この継続に倣って工事のほうの進捗を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

第3条「第3表 債務負担行為」

(説明)

農林水産課長 次に、債務負担行為について説明させていただきます。ページめくっていただきまして、8ページのほうを御覧ください。農林水産課所管の債務負担行為につきましては、上から4つ目になりますか、村上市漁業近代化資金利子補給につきましては、

新潟県信用漁業協同組合連合会から漁業者が融資を受けた資金について、償還期間、令和8年度から令和27年度までの最長10年間の利子補給を行うものであります。以上です。

歳出

第5款 労働費

(質 疑)

姫路 敏 128ページです。人材獲得・定着支援事業補助金で140万円ということなのですが、これもう一回ちょっと教えてもらえますか。

地域経済振興課長 こちらのほうにつきましては、人材獲得・定着に関わる補助金でありまして、こちらのほうについては人材獲得に関する経費と、あと職場環境の整備に関する補助として2分の1、上限を10万円を交付しております。ハッピー・パートナーとなっている企業については、上限額を20万円としてやっております。人材獲得については、例えばPR動画の作成やホームページの改良というところも対象になっておりますし、職場環境の整備では更衣室の整備とか、あと空調関係の整備というところも対象になっているところでございます。

姫路 敏 これを見ると、ここの説明だと企業の採用活動と職場定着を支援ということで載っているのですが、今聞いたところだと何か説明とちょっと違うななんて思ったりもするのですが、Iターン・Uターンということで書かれておりますけれども、企業がいわゆる都会のほうから、関東圏から人を獲得してくるというようなことは盛り込まれていないのですか。

地域経済振興課長 そちらのほうにつきましては、市長の施政方針の中に若干盛り込んでいただいたところではありますが、昨年株式会社リクルートのほうと連携協定を結びまして、雇用促進に関する連携協定を結ばさせていただいたところであります。リクルートのほうが提供する雇用の関係のそういったソフトツールを使った部分で、市内の事業者のほうに積極的に採用していただくということでもあります。今回この人材獲得・定着についても、そういう採用に際して若干の、企業の皆さんがこれから積極的に人材獲得に向けてPRをしていきたいといったときに経費がかかってくる部分もありますので、そういったところをこの人材獲得・定着の部分も使っていただけるように、今制度の見直しをさせていただいて、そこを支援させていただこうというふうにしております。

姫路 敏 長野県のこの前視察に行ったところ、何というところだったっけ。ちょっと度忘れしましたが、関東圏に、アンテナショップとかというところに、いわゆる村上に来て住んでみませんか、村上に移住しないかというような形をまず取ると。移住するためには、仕事がなければ移住できないわけで、そこに移住するということを前提に企業を、行政といわゆる地元の企業が協力し合って、そういう方々に、だから来てくれたらお金をくれますというやつです、幾らだかは忘れちゃったけれども。そして、就職をあっせんしていくと。こういうふうにしないと、なかなか人はIターンもUターンも来ないと。そういういわゆる企画が必要だなと、私はそれ見てきて、視察してきて、どこだったのだったけな。ちょっと後であれしますが、あって、それはすごく成功しているのです。いわゆる移住してきて、お仕事も紹介して、そして来てくださいというやつなのですから、そして来てくれて、そして移住に関わる経費、それを負担しますよという感じ。そこまでのことをしない

となかなか来て、形は分からぬでもないですけども、ここの村上市内での行ったり来たりなんていうのはまずいいけれども、よそから人を呼んできて、勤めませんか、この会社なんて言ったって、なかなか難しいと思うのですけれども、その辺いかがですか。

地域経済振興課長 委員おっしゃるように、そういったところも強力に進めていかなければならないというふうに私どもも思っておるところでございます。実際のリクルートとの連携を結んだ際に、市内の事業者、まだ多くはないのですが、Uターンとして雇用に結びついたところもあります。実績としてはあるのですが、しかしながらそういった部分がまだ一部でありますし、そういった市のほうに移住するためのきっかけとなるように、皆さんそれを基にしてこっちのほうに考えていただけるような施策というのも大事だというふうに思っておりますので、その辺私どものほうもさらにちょっと研究して、進めていきたいというふうに思っております。

姫路 敏 職員がそこで配置しているのです。もうはっきり言って東京のほうに行っていて、そこでいろいろと接触しながら引っ張ってくるというか、そこまでしていかないと恐らくうまくいかない。実績はあるかもしれないけれども、そんな1つ、2つではあれだし、もっと多くにあれして村上の魅力を発信すると同時に、来られる人にはこんないい職場があるよというような感じ、簡単に言えば。それちょっと考えていただきたいなと、今年度予算はこれで前年度どおりやっているのでしょうけれども、お願いしますが、どうですか。

地域経済振興課長 その辺も十分に研究させていただきまして、進めさせていただきたいと思います。

第6款 農林水産業費

(質 疑)

姫路 敏 6款3項1目、これもこれで見えておりますけれども、内水面漁協のふ化増殖施設の更新を支援ということで70万円ほど上げていますけれども、このほか、その辺りからいろいろと要望等出ておりませんでしたか。

農林水産課長 こちら上げさせていただいている部分については、山北地区、大川漁協さんのふ化場の修繕に係る事業に対する補助金ということで計上させていただいています。そのほかにも、三面鮭産さんのほうからだとか、昨年、一昨年とサケの不漁が続いているというところから、いろいろな形で要望等はいただいておりますが、それについては協議させていただきながら、順次対応できるものは対応していければなというふうに考えてはいるところではあります。

姫路 敏 三面鮭産漁協からどんなような話が上がってきているのですか。

農林水産課長 ウライのほう、ウライというか、護床工のほうについては振興局、県のほうで整備のほうが昨年完了したといったところなのですが、若干以前にあったものとの形状が違う形での修繕となっております。その関係で、当初想定していたような形でのウライでの捕獲がうまくいかなかったというところと、あと昨年9月、11月の大雨で、令和4年以降堆積している土砂が、ウライのほうに土砂が一気に流れ込んでいて、ウライが機能しなくなったといった経緯があります。その中で、やはり大事な捕獲する場所ですので、ちゃんと機能するような形での改修が必要ではないかというようなことでいろいろ相談を受けて、今検討させていただいているところがまず1点と、あと漁協さんですとか、従事される方が高齢化してきているといった

形の中で、昨年種川の一部修繕させていただいたところですが、種川をうまく活用した形での養殖というか、捕獲ですとか、そういうものがないかとか、あと1点が畜養、要は捕獲してもまだ若いサケですと、採卵まで持っていけないといったところがある中で、ほかの漁協さんでは蓄養というような形で、池のところである程度の大きさまで、ふ化ができる状態まで畜養するというふうな形の取組をされているといったところもありますので、その辺が村上、この鮭産のほうでもどのような形で取り組めるのか、取り組むとすればどういうふうになればいいのかというようなことで相談を受けながら、ちょっとそれに対する対応等についても検討させていただいているところです。

姫路 敏 それはいつ頃の話だね。

農林水産課長 これは、今年に入ってからになります。

姫路 敏 そうすれば、この予算組むには間に合わないということの感覚でいいのかな。

農林水産課長 そのとおりでございます。

姫路 敏 それらについては、早急に急ぐようなところあります。私にもいろいろ耳に入ってきているところもあるし、それについては今後すぐにでも補正取ったりして対応していかないと厳しいところあると思いますが、副市長、どうですか。

副市長 今いろいろと鮭産漁協さんから要望なり相談を受けているという課長の話でありますので、それは一つ一つ検討しながら、必要に応じては年度内の補正も視野に入れながら対応してもらいたいというふうに思っております。

姫路 敏 それでは次に、予算書の134ページの説明欄の4番目、村上茶振興対策経費ということなのですが、村上茶の生産と販売そのものというのが村上のお茶だけではなかなか厳しいということで、静岡のお茶とブレンドさせているということなのでしょうけれども、その割合というのはどんなですか。

農林水産課長 すみません。そこまでの数字は、ちょっとこちらのほうで把握はしてございませんでした。

姫路 敏 JASだったっけ、どこかの規格がありますよね。村上茶として発信できるというか、そういう言葉を使ってできるというのは、どのぐらいの割合でしたっけ。

農林水産課長 すみません。多分商標とかのことだと思うのですが、その辺の数字についても今現在ちょっと承知してございませんでした。すみません。

姫路 敏 これ前からそうなのですが、作るお茶の量が村上の全部合わせていっても、販売量には全然足りない。だから、よそから持ってきて交ぜて、ブレンドしてやっているというのが現状だと思うのです。その割合が大分前に、もう相当前ですが、落ちてきている、村上のお茶の生産割合というのですか。その辺のこともしっかりと把握していかないと、村上のサケというふうに言葉に出せるのが、三面川や井上漁業みたいに海で捕れたもの、村上の近辺でというのはいいのだけれども、北海道から持ってきているサケは村上のサケではないというふうなことで、過去にいろいろ指摘された部分もあります。だから、村上で加工したサケというか、そういう言葉遣いではないといけないというのがあるので、その辺の割合というのはどんなものなのだからちょっと調べておかないと、後でいろいろ、村上茶、村上茶はいいのだけれども、いろんなところで表彰を受けたりしていますけれども、後でそういうものが足引っ張られるなんていうことのないようにしてもらいたいですが、その辺いかがですか。

農林水産課長 その辺については、こちらのほうで後ほど調べさせていただきたいと思ひますし、

生産の部分につきましては、今年度計画が策定終わりました地域計画の取組の中でも、村上茶の茶畑については守るべき農地というふうな位置づけさせていただいて、生産振興のほうに取り組む方向で今進めておりますし、今年度も生産者が徐々に減少してきている、要は管理ができなくなっている茶畑についても、所有者と、また今やられている方との間でのちょっとヒアリングなんかをやりながら、残せる部分と諦めざるを得ない部分というふうな格好の中で、そういう調整なんかもした中で、生産量の維持・振興というふうなことでの取組もさせていただいているところでございますので、その辺を御理解いただければと思います。

姫路 敏 前にあったのは、村上のお茶が大変いわゆるだんだん少なくなっている、製造の場所も含めて。それで、下渡とか羽下ヶ渕につくったり、そういうふうにして、いわゆる茶畑を増やそうということをしているのにもかかわらず、お茶の業者さんがその茶畑を売ってアパートの経営をしてみたりということが問題になったことあるのです。恐らく茶畑を持っている業者さんが土地持っている。土地持ちなの、昔から。駅前なんて全部茶畑だったのです、あそこ。村上病院のあそこありますけれども、半分ぐらいはもう茶畑。だから、みんな、いわゆる経営的なところもあるのでしょうか、売っ払ってきた。そういうことを繰り返していけば、こちらで幾らお茶のところを増やしていこうと、茶畑を増やそうとしても、業者さんそのものが右から左に売っていつているようでは困るわけだ。茶畑で放置されているところもあります、確かに。だから、そうやって考えてみると、その辺計画的にしっかりと行政側のほうでやっていかないと、管理して、茶畑を増やして、そして、管理というか、管理は業者さんがやるのですけれども、その辺のところを見極めていかないと、お茶畑ってだんだんなくなるだけです。そこをちょっと見極めてもらいたいなど、こういうふうに思うのですけれども、どうですか。

農林水産課長 先ほども答弁させていただきましたとおり、そういう放置されそうなところについては、事前の確認とヒアリングで、できるだけつないでいくというふうな形の対策をさせていただいております。あわせて、事業拡大を希望される生産者については、耕作放棄地、いろんな制度を使いながら、農地のあっせんですとか、その辺は農業委員会側のほうからの部分もありますが、そういった支援も含めてさせていただきながら、ただやはり管理、農業全般そうですけれども、担い手という方がなかなか少なくなっている中で、やはりやれる面積という部分も正直限られてきております。その中で最大限やっていただけるような形での取組は、今後も支援継続はさせていただければと考えております。

姫路 敏 では、146ページの漁港管理費と言えいいのか、どこに位置するのかが分らないですけれども、私も一般質問でやった船だまりの関係の予算立てというのは全くされていないわけですが、これ言わばヒ素が潜んでいるというか、ヒ素があるわけですから、今後そういうのに対してはどういうふうな考え方しているのかちょっと、予算には入っていないけれども、来ていないのはどういうことでしょうか。

農林水産課長 当初予算にはちょっと盛り込みができませんでしたが、今現在市長のほうから早急に対応するようというふうな指示が出ております。それに併せまして、今現在、姫路委員のほうからヒ素というふうなお話も一般質問等でも出たこともありますので、当初予定しているやり方で、対策も含めてそれで十分なのかを今現在検討させていただいております。それを合わせた形での予算、最終的な事業費を積算するような形で今進めておりますので、その事業費が固まり次第、補正予算で計上させて

いただければというふうに考えております。

姫路 敏 ちょっと不思議なことがあるので、質問しますけれども、そのヒ素が分かったのが令和3年の6月です。あなたたちが水質、そこの検査したと、その結果、そうなったと。それを令和3年の12月20日にそれが見つかったものだから、それと併せて株式会社デンカが撤退したわけだ。

(「そのときはまだ撤退はしていなかった。そのとき説明は、デンカで処理してもらうというふうな内容での、令和3年の12月はデンカがまだ受け入れていただけるというふうな前提での説明というふうに認識しております」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 いや、それで……

河村分科会長 2番委員、すみません。この予算書との関係的にどんなものか、当初予算と関係ないところもあるのか……

姫路 敏 関係ないことないよ。分かっていないから、俺言っているのですよ。何言っているのですか。いいですか。令和3年12月20日のときに、事業計画概要を市長と副市長の決裁を受けるってなっているのです。ところが、一般質問で市長は、議員のお作りになったペーパーでそういうものがあつたことを知った。そういうものがあつたというのは、ヒ素を知ったと、この前知ったということです。私もそこで知らせていただいた、それまで承知しておりませんでした、こう言い切っているのです。その際に自然由来だと、ただ自然由来であるけれども、基準値が法律で定められた基準値よりも多く出ている、これはゆゆしき事態だろうということで、それについては何らかの対応をしっかりとやらなければならない。これはスピードなのか、事業なのかも含めてですね、そういう指示をさせていただいたところであります。そういう指示を受けたのか、それでそういう答弁しているのか分かりませんが、今の法律の立てつけの中で、これはまずいでしょうという部分については、それを解消していくのは行政としての当然の責務だと思いますと、こう述べているのです。私は、市長が前もって、あなたたちの令和3年6月の報告したことが市長には届いていなかったということですか。あなたたちは報告していないの、ヒ素出たということを。私はそれを言いたいよ。市長は、たったこの前、私の一般質問で知ったと言っている。ところが、あなたたちはこれを含めて報告もうしている、いろいろ書いたことの事業概要もして、令和3年、その12月20日に事業概要の計画を市長と副市長の決裁をいただいていると言っているのだよ、ここで。私、ヒ素が出ていることを市長にあなたたちが報告していないなんて到底思えない。だから、そのことについてみれば、市長をここに呼んできてちゃんと弁明してもらいたい。私の質問に対して、答弁は知らなかったということです。だから、ここでいう、私はこの予算にそれが入っていないということは大変なことだと、これで私は質疑しているのです。その中で、市長は知らなかったということでもう言っているわけだ。でも、あなたたちは、では市長に報告していないということでしょう、知らないのだから。本当にそうだったのか、私はもう知りたい、それが。どれだけ瀬波の方々、私が知っていましたかと言って、区長さん方は全く知らない。すごいですよ、怒りとあれが。あしたにでもこれもう撤去してもらいたいぐらいです。

河村分科会長 副市長、何かあるでしょうか。

分科会長（河村幸雄君）休憩を宣する。

（午後 1時59分）

分科会長（河村幸雄君）再開を宣する。

（午後 2 時 0 6 分）

小杉 武仁 132ページ、有害鳥獣対策経費ですけれども、様々農水の課長とも意見を交わさせていただいたり、猟友会の担い手の部分に関しても様々な施策取っていただいているのはよく分かります。それで、その中でこの有害鳥獣被害防止対策協議会負担金、これ1,000万円ありますけれども、これ私も中身ちょっと調べたくて、ホームページ見て調べただけけれども、様々な施策取っていただいています、電気柵も含めて。ただ、この活動状況に関して平成28年度から更新ないのです、ホームページ。これ何か理由ありますか。毎年予算化されているのだけれども。

農林水産課長 そちらについては、こちらの更新を忘れていたといったところになるかと思います。申し訳ございません。

小杉 武仁 その中にもPDFファイルがあって、チラシがあるのです。第1種の猟銃の資格持っている方が何名とかというデータも、10年ぐらい前で止まってしまっているわけなのです。それを本来であれば市民の方たちも知るべきだし、知っておかなければならないことがもう更新されていないので、その辺ちょっと気をつけていただいて、もう少し市民に情報を伝えるような形で、非常に要は猟友会の方々も含めて苦労されているのです。その理解を市民とともに、私たち議会もそうですけれども、共有の部分は情報がないと共有できないので、そこだけちょっと課長のほうによくしていただきたいなと思いますけれども、どうですか。

農林水産課長 早急に対応するように指示させていただきます。

富樫 光七 今回の132ページの有害鳥獣対策経費のところの関連だと思うのですが、猿のほうの一括捕獲というのは、今朝日村の関口でやってもらっているということで、それはすごく成果が上がっているの、うれしいなと思っているのですけれども、それ猿だけではなくて、イノシシに対する一括捕獲というのですか、そういうことも何か考えてもらいたいと思うのですけれども、実際にはどうなっていますでしょうか。

農林水産課長 2日目の代表者質問のところでもたしかお答えしていたかと思うのですが、現在神林地区においてイノシシの一括捕獲というようなことで今計画をさせていただいています。なので、7年度にはそちらのほうの対応というか、一回モデル事業というような形での実施を計画させていただいております。なので、そこが検証でき次第、もし有効なのであれば各地区のほうに、猟友会さんと連携しながら、取組のほうを拡大させていければなというふうに考えております。

富樫 光七 分かりました。ありがとうございます。もう一点お願いします。6款1項目というのですか、134ページの一番下のほうの9番、中山間地域等直接支払交付金経費の話なのだと思います、これももちろん私らの集落も対象となって、これ使わせてもらっているの、それはすごくありがたいのですが、これの内訳というか、この団体というのは、区ではなくて農業の団体だったり、区であるというようなところの、そういう選定の仕方がすごく集落ごとによって曖昧であるというのが何か、見えにくいというのがちょっと疑問なのだと思います、それで集落の中でやっぱり直払いと言っておきながら、人夫出すときは区からみんな人夫を頼んでやっているみたいな、ちょっとそういう話が聞こえてくるので、このことを何か少し話聞かせ

てもらえませんか。

農林水産課長 基本的には集落単位というか、形なのですけれども、一応協定を結んでいただくというような形で計画を立てていただきますので、直払いについてはこの中山間だけではなくて、多面的も農業者だけでなくというような形で、広く活動と呼びかけさせていただいているところもございますので、その辺は協定だけだったり、農家組合だけでやり切れない部分については、集落全体での活動という部分が大事なところになりますので、交付金の窓口としては協定という部分が出てくるのかもしれませんが、集落に入ればそれぞれの集落ごとに一番動きやすい体制下でやっていただいているのかなと思います。その中では、やっぱり集落が区に関わることで人が集めやすかったりとかという部分も出てくるかと思いますが、そこら辺は集落協定ごとのケース・バイ・ケースの対応になるかと思いますが、だから、どれがよくてどれが悪いというところではなくて、やはり集落の中で活動がやりやすい、一番よくできる体制を取っていただくというのが一番ベストなのかなというふうに考えております。

富樫 光七 今回の言う協定をつくるという一番最初の段階のときに、一番最初に声をかけるというのはやっぱり集落であれば区、それから農業者の集まりというか、そうだと思うのだけれども、どうも何かすごい方向から先にやっちゃっている、それを主導する人たちがやっちゃっているというところが私感じるところがあるのですけれども、これ集落ごとに、早稲田だけでなくよその集落も含めて、例えばそれを協定を結ぶのが区であるというところと、逆に言えば農業団体というか、そういうところであるというところの比率というのは、どのくらいになっていますでしょうか。

農林水産課長 そのこのところ、どういうふうなところが主になって協定を結んでいるかという、ちょっと今そこまでのデータを持ち合わせてございませんので、後ほど調べた上で回答させていただきます。

小杉 武仁 林業費のほうで1点だけ。木育推進業務委託料239万8,000円ですか、これさっきの課長の説明だとインストラクターであつたりとかという、手当のほうに回るのかなと思うのですけれども、この木育に関しては市内事業者であつたりとか、森林組合さんであつたりとかというところがインストラクターとして活動されているのかなと想像するのですけれども、それでよろしいですか。

農林水産課長 養成講座のほうには、そういう方、林業に携わっている方もいらっしゃいますが、保育園の保育士さんに多く受講していただいていますし、今年度からステップアップの自治体というふうなところの講座については、保育園を会場に研修会のほうをさせていただいておりますし、次年度以降もそんな形で、現場に出てというふうなところ、実際に木育、子供たちと接する人たちだったりが多く受講していただいているというところでございます。

小杉 武仁 そうすると、木育を進めるための事業に、それを事業と捉えると、そこに投資している事業費という理解なのかな。僕は、インストラクターがいて、その人たちの例えば交通費であつたりとか、そういうところに充てられるのかなと思っていたのだけれども、そうではないのですね。

農林水産課長 こちらについては、今言ったように、そういう交通費とか、そういう部分ではなくて、まだそういう方たちが実際に活動をうまくできるところまで正直いっていないというところがありますので、そこを活動できるような形でしていますし、今言った保育士さんというのは、ふだんの保育の現場でそういう意識を持って当たってい

ただければというところで、直接の大きなこれが木育だよというふうな形での事業を打つというよりは、ふだんの生活の中に子供たちに木に親しんでもらおうというような視点で、触れていただきたいというようなところも含めての話になりますので、そういった形で考えていただければと思います。

小杉 武仁 様々な形で今情報が伝わっていくのが早い状況にあって、森林業関連の方々がこの木育に関しても非常に熱を持って取り組んでいるというのは、私自身もいろんな情報で見ますけれども、正直その方たちはボランティアでやっているというような認識を持っていたのです。要は無償に近い状態でやっているのではないかなと思うのだけれども、ただその活動の中で非常に幅が広がってきたり、回数も増えてきたり、非常にその人たちの負担も大きくなっているのではないかなという認識持っているのだけれども、課長、どうですか。要は費用弁償の件です。費用弁償するべきだと思っているので、その辺の考え聞かせてください。

農林水産課長 そちらの部分につきましては、今林業事業体の皆さん方で次世代の集いという組織をつくられて活動されています。その中でも一応木育ですとか、木の部分の事業をこちらが委託というふうな形でお願いしている部分もありますので、そちらの中で取り組んでいただけるのかなということで、先ほど繰越しというようなことでお話しさせていただいた絵本についても、次世代の方が木育というふうな視点も含めた形で今作成しておりまして、それはその委託費の中で、各保育園ですとか小学校に出向いて読み聞かせを行うというところまでの経費を見てさせていただいているところではあります。

（「いや、その費用弁償に関して。林業関係者たちが、分科会長、いいですか」と呼ぶ者あり）

小杉 武仁 林業関係者たちが様々な活動に取り組んでいる中で、ここには充当しないかもしれないけれども、ほぼほぼボランティアの状態で動いている実態は御存じなわけではないですか。そこに関しての今後の費用弁償、その人たちが今後森林業を広めていく、活性化につなげていく、この木育につなげていくという熱を持っているわけですよ、思いを。その辺に対しての行政としての支援というのは考えられないのかということを知っているのです。

農林水産課長 そちらについては、直接なのがいいのか、今言った次世代の集いというふうな活動組織を経由していいのかという部分はあろうかと思いますが、その辺はうちとどういう事業を今後やっていくかですとか、そこに協力体制の中で一応含められればいいのかなどは思います。

姫路 敏 先ほどの船だまりの件なのですが、その方向性であるならば、早急に12区長さん、近隣の12区長さんいらっしゃいますですね。その方々に説明会を前にも開いていると思うのです、事業の説明会。それらをしっかりとやってもらいたい。前の説明会の資料は、ヒ素という言葉は全く載っていないのです。しかも、開催するのが午前10時から、27日水曜日とか、令和4年の4月ですけれども、これ。人の集まりにくい日程の時間帯に、区長さんだっていると思うので、もう少しちょっとその辺配慮して、ヒ素の問題についてお話ししますと言えば、ばあっと集まってくると思います、今物すごく敏感になっていますから。そういう説明して、どのようにして処理していくのか。それともう一つは、あそこの船だまりのところで、今年度うちの恐らく町内も、ハゼ釣りはやめようということの方向性を何か出しているみたいなので、私町内の役員ではないので、結局何が出てくるかというと、そんなところまで来ていますので、やっぱりどうするのか、その辺のところを、そ

れも早急に考えていただいて対応してもらいたい。事業で補正予算をつけるということであれば、しっかりとその辺のところを説明して、いつからどうだということを固めて説明会等をやってください、12区長でよろしいかと思っておりますので。いかがですか。

農林水産課長 その辺について対応させていただければと思います。

第7款 商工費

(質 疑)

佐藤 憲昭 7款1項1目、予算書だと147ページ、148ページなのですが、1の商工振興一般経費の中で、これは主要事業25ページにありますように、市内事業所にアンケート調査を実施するというになっております。予算規模的には80万円ちょっとで、非常に少ない予算ですが、村上市の中小企業振興基本条例に基づいてこういったアンケート取るのは非常にいいことかなと思っておりますが、そのアンケートの中身ちょっと聞かせてもらえますか。

地域経済振興課長 中身につきましては、これから精査することになりますが、現在中小企業の置かれている状況、現状についてちょっと把握をさせていただきながら、特に課題感とか、そういったものを把握をさせていただいて、具体的には今経営状況については、商工団体、中小企業の同友会の皆さんと懇談している中で、人材獲得の部分については非常に逼迫しているというところもありますし、また事業承継に関して、そういったところも非常に課題感を皆さんお持ちになっているというところもあります。そういったところが個別に把握できるような形でさせていただければというふうに思っているところであります。そちらのほうの説明書のほうにも記載させていただいておりますが、事業者の皆様の今後の支援策、今サンプルを持っていったり、あと企業設置奨励条例というものはありますが、そういったものは実際今後機能するのかという部分も踏まえて、調査のほうを進めさせていただければというふうに思っています。

佐藤 憲昭 予算科目見ますと、消耗品と恐らく通信運搬費でこれ賄うのかなと思って、恐らく直営で集計をするのだらうというふうに察するわけですが、このアンケートによって出てきた例えば要望、答えについては、それを基に市の行政施策を検討していくということでよろしいですか。

地域経済振興課長 おっしゃるとおりでございまして、事前にアンケート調査する前にも、先ほど申しました商工団体の皆様であったり、事業者の皆様のほうにもそういった項目についてちょっと確認をさせていただきながら、こういう調査をさせていただくということではしていきたいというふうに思っておりますし、結果についても皆様とちょっと共有しながら、その辺の解決策という部分につなげていければというふうに思っております。

佐藤 憲昭 今回、いみじくも太平電業さんによって、あれだけの大きい面積を必要とした企業誘致というのでしょうか、あったわけですが、市内の業者においても拡充をしたいのだけれども、土地が見つからないとか、それから当然村上市については非常に可住地面積も少なく、例えば用途地域以外は農振地域であったりとか、自然公園法の網がかけられていたりとか、それから文化財保護法の網があるとか、要は規制が厳しい、どこもそうなのでしょうけれども、土地に関してはそういうふうな状態にありますので、恐らく地域経済振興課長にも県内外から進出したいのだけれども、

土地ないでしょうかという照会があろうと思うのですが、その辺のことも含めて、これは副市長にお願いなのですが、この4月からは組織が新たになるのかどうか分かりませんが、普通財産の管理部署ができるのか、できないのかちょっと分からないのですけれども、要するにそういった意味で土地利用の基本方針なり、行政が不動産屋になれとは言いませんけれども、そういった誘致したくても土地がなかったりとかというふうなことを少しでも補うような、土地利用のバンク制度を設けるとか、そういったことでそういう全体的な土地に関わる規制、それから一団の土地に持っていくための施策等を持つ部署、これが政策監になるのか分かりませんが、そういうことでひとつお願いして、村上市の経済活動と雇用につなげていってもらいたいなと、それだけなのですが、よろしくお願ひしたいと思います。答弁要りませんので、よろしくお願いします。

姫路 敏 今のところなのですけれども、市内事業所にアンケート調査を実施、81万2,000円と、これはどの部分に載っているのですか。第7款1項1目。どれですか。81万2,000円という。

地域経済振興課長 こちらのほうにつきましては、通信運搬費と、あと消耗品費のほうにそういうアンケート調査に係る経費を計上しているところであります。

（「通信。どこ」と呼ぶ者あり）

地域経済振興課長 消耗品費20万8,000円、通信運搬費60万9,000円。

姫路 敏 どこに書かれているのとここにないと困るので、どこを見ればいいのかなんて思っていましたけれども。ただ、一応1つ今いい話ししていたのですけれども、商工会議所とか商工会でも恐らくいろんな様々なアンケートを取っていると思うのです。それとの整合性とか、その辺はあれですけれども、行政単独でそういう事業者にいろいろなを出して、アンケートを取るのはいくつかいいのでしょうか、その辺いかがですか。ダブったりなんなりって、人のやるアンケート調査を行政が横から来てやっていったとか、例えばそういうことはないの。

地域経済振興課長 先ほども若干触れさせてもらいましたが、商工団体のほうとはこれまでも定期的にこういう経済活動に関しての懇談会を重ねておるところでありまして、そういった情報共有はさせていただいているところであります。今回の悉皆調査についても、商工団体の皆様の御協力をいただく予定にはしております。そういった部分で、今既存でやられている調査とか、そういった情報共有をさせていただきながら進めたいというふうに思っておりますし、先ほど事業承継の関係についても触れさせてもらいましたが、事業承継についても、今年度実際懇談会をさせていただいて、状況も把握はさせていただいているのですが、もうちょっと突っ込んだ形で皆さんも確認したいということもありますので、そういったところでも連携を取っていききたいというふうに思っております。

姫路 敏 150ページ、説明欄の3、デジタル商品券発行業務委託料998万円とありますけれども、具体的にどんなふうな形で運用されるのか、ちょっともう一回教えてもらえますか。

地域経済振興課長 先ほども若干触れさせていただきましたが、こちらのデジタル商品券の発行については、今発行しているのは紙ベースであります。今度はデジタルベースで発行する予定になっております。販売総額を3,000万円として、プレミアム率を20%で、1口6,000円を4口まで購入できるように今計画をしておるところでございます。デジタル商品券でございますので、要は端的に言いますとキャッシュレス決済で、そ

の中で全て商品券が決済できるようにさせていただくことにしております。キャッシュレス決済を行うキャリアというか、ペイメントは、今ペイペイを予定しております。というのは、村上市内で今既存の紙ベースと同じような商品券として扱えるところがペイペイでしかなくて、ほかの決済事業者であれば市外でも使えるようになってしまって、市外流出につながるという部分もありますので、今そちらのほうを予定しておるところでございます。その分を委託費として今計上させていただいているところであります。

姫路 敏 こういう場合というのは、ペイペイはメリットありますよね、これ。当然あれですけども、メリットある。ペイペイのほうへの何かお金を流すとか、何かの委託料というか、そういったものはあるの。

地域経済振興課長 今回の委託費の部分でいきますと……こちらのほうが990万という委託費になっていますが、こちらの中に今のキャッシュレス決済に係る経費分プラス、ペイペイのほうに委託を予定しています事業者のほうには、事務手数料として、事務費としてその分を盛り込んで、今の委託費を計上しているところであります。

姫路 敏 それどのぐらいのパーセンテージ。

経済振興室長 こちらのほうは、パーセンテージではございませんで、998万円のうち600万円は先ほどのプレミアム率ということでお支払いする分を業務委託費の中に計上してございます。残り398万円がペイペイの事務的な手数料分ということで計上させていただいております。

姫路 敏 では、ペイペイは使えるということのメリットで動くわけだ、これはこれで。分かりました。では次、同じく5番目の住宅リフォーム事業経費、これは住宅リフォームなのですが、上限幾らで、その上限というのはいわゆる何分の何補助の上限幾らで、ちょっとその辺詳しく聞かせてもらえますか。

経済振興室長 補助率が通常工事ですと15%、上限額が初回の方であれば10万円、2回目等複数回の方ですと上限5万円となっております。ただし、断熱工事というものを施す場合については、上限額を15万円までとしてございます。また、省エネ工事ということで、こちらにつきましては補助率20%、上限額は3万円ということでございます。

姫路 敏 何か非常に小さいですけども、これもう予算は予算であるのでしょうか、内容的にもう少し審査はいろいろできなかったのですか。何か細かいですよね。複数回やる方も同じでいいのではないですか。その辺、何でそういうふうにしたのか、ちょっと教えてもらえます。

地域経済振興課長 今年度と、あと7年度分については、予算額に達していない状況もあったところでありますが、令和5年度までは非常にお申込み、申請多数で、予算額に達したところで抽せんになった経過があります。それまでもずっとそういった形で続いてきたものですから、ただ複数回申請をされる方も非常におったのですが、その方については御遠慮いただいた、令和5年度まではそういった形にさせていただいたところであります。そういった方も令和6年度から申請をいただけるようにということで、2回目からも申請いただけるようにして、ただしその方については補助額というのを落として申請いただくようにしておったところでございます。今回、たまたま令和6年度と7年度についても予算額に達しないだけの申請件数になってきておりますので、その分については皆様のほうにこれからも随時で受付をさせていただいて、予算額まで申請いただくように今取扱いをさせていただく予定としておるところでございます。

姫路 敏 この複数回というのは、年度内で複数回ということではないのですよね。私の言う複数回というのは、前の年に使った人がまた次の年にも何かでリフォームでしようと思って来た人は、おまえさんは去年使ったから半額だよと、こういうことではないか、まず。その必要性ってどこにあるのだからということが不思議でしょうがないのです。年度も越えて、また新たにやっているわけですけども。

地域経済振興課長 その必要性については、先ほど若干御説明が足りなかった部分もありますが、令和5年度までは抽せんとさせてもらったところではありますが、その際には、これまで一回も申請いただかなかった皆様に対して補助金を交付していたことがありますので、広く市民の皆さんに使っていただけるようにということでさせていただいたところでもあります。ただ、複数回申請いただいている方がそれまでも結構ありましたので、6年度からそこを見直しして、複数回、同じ年度ではないのですが、複数回申請いただいた場合には、その方にも補助金を減額して交付しようということ、令和6年度から進めているところでもあります。

姫路 敏 いや、もともと最初の新たな人というのは、それはそれを優先にすると、それでも予算余っていて、複数回の人、2回目の人がいて、それがまたあと枠、適当なこと言いますが、あと10枠ぐらい残っているのだけれども、複数回の人50人ぐらいいると、2回目の人、それは抽せんしていたよ、今まで。抽せんしていたのだよ。2回目だけれども、抽せんして、はい、あなたに当たりということで、その2回目の方は金額を少なくするなんていうのは、私ここ二、三年ブランクがあって、その間にどう変わったのか分からないですけども、そんなことはなかったはずだもの。最初新たな人は優先されるけれども、しかしながら新たな人だけでもう定員というか、金額が満杯になった場合は、これは複数回の方はもちろん駄目だけれども、そういうことで抽せんしたはずなのが、いつの間にかそういうふうになっていると思って。それともう一つ、去年とおとしやって、去年が全然駄目だというふうに、今年の方がですね、去年というのは。今年の方が全然振るわないというのを分かっていてまた同じことをしているということが。どうも理解に苦しむのだ。予算消化できない去年というか、今年度の3月30日までのものがあって、同じことをまた7年度に、そんなのだったら令和5年度のに戻してしまっ、その前年度のに戻してしまっ、いっぱいこと来たのを抽せんしたほうがよっぽどいいのではないですか。だから、何が変わったかお分かりだと思いますけれども、もうよし、使おうというインセンティブが働かなくなっている。それをまた今年もやるというのは、これある議員がいろいろと質問していただいているのではないですか、元に戻してこういうふうにしたほうがいいのではないのと。そんな声全然聞かないのだね、そうすれば。そうとしか考えられないですけども、これ予算は予算として、内容を変えるわけではない、もう間に合わないか。どうですか。

地域経済振興課長 今委員おっしゃられた部分についても、私どものほう十分そこは検討はさせていただいたところでもありましたが、ただ実際今年度予算を組む際にも、ちょっと若干話もさせていただいたところですが、国のほうの住宅リフォームに関する支援・補助の関係もあつたりもしまして、そちらのほうにも若干市内のリフォーム関係の事業が流れていったというところもあります。そういったところも私どもも今回の経過も踏まえて、もう一回十分に精査をさせていただきたいというふうに思っております。今回については、これから随時受付として、再度皆様のほうに4月1日の市報で周知をさせていただきながら、あとあわせて事業者の皆様の方にもう一

度この辺をちょっと確認をさせていただいて、また次の施策のほうに反映をさせていただきたいというふうに思っております。その辺で見直しを進めさせていただければというふうに思っております。

姫路 敏 前は、補助率忘れましたが、30万だったのですよね。30万もらった私は記憶があるのですけれども、外壁直したときに。30万でなかったかな、最初の頃。やっぱりそのぐらいまでやらないとなかなか、金額によっても変えたほうがいいということに前に言ったのです。100万の人は30万、200万の人は60万とか、そのぐらい例えばやると、ばあっと来るよと、注文が。それも予算もあるのでしょうけれども、そのぐらいまでやりたいぐらいのものにちょっと考え直してもらいたいと思いますが、今年度はこうやって組んでしまったのはどうしようもないのですけれども、来年度に向けてちょっといろいろ形を変えてみていただきたいと思います、いかがでしょうか。

地域経済振興課長 今ほどおっしゃっていただいた部分については、事業者の皆様のほうに確認もしながら、こちらのほうでも精査をさせていただきたいというふうに思っております。

姫路 敏 152ページ、ゆり花会館がありますよね。工事請負費1,520万5,000円とございますが、これちょっと具体的にもう少しよく聞かせてもらえますか。

観光 課長 先ほど説明まだ不足していたかなと思います。ゆり花温泉に関しましては、現状維持を保つために各種工事執り行われます。例年行われる工事では、送湯管、いろいろ温泉成分が付着しますので、送湯管の洗浄工事、これは当然毎年行っていますので、昨年は154万、今年はちょっと上がりまして162万8,000円予定しております。それともう一つは、ポンプ2台ありまして、片方のほうの分解掃除、管にも付着するのと同時にポンプにもいろいろ成分が付着して、必ず分解掃除をしなければならないのですが、それも毎年行っておりまして、昨年は178万2,000円、今年は181万7,000円の予定にしております。先ほど申し上げました3年に1回入替えが必要となるというのが今年度ちょっと大きい部分の差額分でありまして、これがポンプとケーブルも老朽化に伴って交換しなければ、入替えするという事で、こちらのほうがちょっと桁1つ上がりまして、1,175万9,000円、今年度。この3つ合わせますと、162万8,000円と181万7,000円、そして1,175万9,000円を合わせた金額がこの1,520万5,000円というふうになります。よろしかったでしょうか。

姫路 敏 ということは、3年に1回というのはこのぐらいの金額になるということの感覚でいいのですか。

観光 課長 そのように御理解いただければと思います。

姫路 敏 これは、休館するようなことも考えられますか。

観光交流室長 工事に当たっては、1日ないしは2日間休館をいただいて、工事をさせていただく予定としております。

姫路 敏 前にゆり花会館のお風呂入らせていただいて、今はあれだか、シャワーの蛇口が壊れているとかあったのだ。言ったけれども、また壊れているとか。これは、指定管理の中でどのぐらいの金額まではあなたたち直しなさいよという金額になっていますか。これ指定管理だよ、たしか。

観光交流室長 ゆり花会館にも日帰り入浴ございまして、もう一か所、交流の館「八幡」、2か所ございますが、ゆり花会館につきましては村上市の社会福祉協議会のほうに指定管理をしていただいております。交流の館「八幡」については、さんぽく体験交流企

業組合でございまして、八幡につきましては、1件当たり50万円以上の工事については……

（「八幡、50万ね」と呼ぶ者あり）

観光交流室長 八幡は50万円です。交流の館「八幡」については50万円以上。

（「ゆり花は」と呼ぶ者あり）

観光交流室長 ゆり花会館は、ちょっとこちらで今把握はしてございませんでした。

姫路 敏 それって、いいようで悪いようなところがあるのです。例えば10万円以上は行政が直す、10万円以下はそちら持ちとかというのをやられると、なかなか直してくれないみたいな、使う側からすればそういうところもあるし、その辺もやっぱり管理の中でしっかりと見定めていってもらいたいと思いますが、どうですか。

観光 課長 各指定管理先と検討を進めていきたいと思います。

富樫 光七 150ページのさっき質問ありましたデジタル商品券発行の件なのですが、さっき課長のほうから3,000万円分の発行をするのだということに対する委託料が990万円、これざっくり1,000万円なのですが、普通ペイペイの、私ら普通の小売の個人の店でも使っていると、手数料として大体2%から3%しか取られないのですが、これ3,000万円のデジタル商品券発行するのに、1,000万円の要は笹代がかかるということになると……

（「違う違う。聞いていない、さっき。姫路委員のあれにちゃんと回答しているじゃない。委託じゃ三百何ぼと言ったでしょう。600万は付け足すって言ったでしょう」と呼ぶ者あり）

富樫 光七 例えば、ではこの中の600万円が委託料ということですか。

地域経済振興課長 委託費の総額が今ほどあった998万円でして、事務手数料としてが、先ほど言った600万円がキャッシュレスの付け足し分に関わる分で、残りの分が事務手数料としてなる分でございます。

富樫 光七 それも含めてなのなのですが、要は委託料の総計が1,000万円ということでしょう。

地域経済振興課長 委託料の総計が998万円ということになりますが、その分については付け足し分、キャッシュレス決済のプレミアム率20%の分も含めてのものになっております。

（「3,000万円のうちの20%の600万円が入っているという意味ですか」と呼ぶ者あり）

地域経済振興課長 その3,000万円というのは3,000万円なのですが、要は20%プレミアム率がつくと600万円ということになりますので、その分の費用が委託費の中に入っているということで御理解いただければというふうに思います。

富樫 光七 そこの部分は私が勘違いしていました。すみません。ただ、今のいう、600万円を引いてももう300万円あるわけですね、手数料とかが。600万円が今のプレミアムの20%入っている負担であれば、残りがもう400万円弱のお金が事務手数料かかるわけですよ。これは13%以上の手数料がかかる。これ何にもしない普通の小売店の人がこれを今使っている人結構多いのですが、それで2%から3%で収まっているのに、このデジタル商品券を発行するのに13%も、そうしたら1割以上余計かかっていることになってしまいますけれども、何かちょっと問題ないですか。

地域経済振興課長 今ほどの部分については、デジタル商品券の発行部分の事務手数料という部分なので、そういった部分の、デジタル商品券をそういう引換えの分の手数料だけではなくて、要はデジタル商品券を広めるための、そういった部分も含めての経費も入っているということで御理解いただきたいというふうに思っていますので、そういったところも全てその中に入っているということで御理解ください。

富樫 光七 俺、具体的なそのアプリとか云々の中身のことはよく知らないのだけれども、せっかく地域経済を守り立てるために発行してくれる3,000万円なのであれば、やはりそれは通常は2%か3%で済むのだということの前提の中で、もしこの次やるのだったらもう少し交渉して、その分だけやっぱ市民にメリットがあったほうが、もっとできるのではないのかなというのが私の考えなので、もしこの次があるのだったら、そういうことも考慮してお願いしたいと思います。

佐藤 憲昭 すみません、長くなりました。156ページ、7款最後なのですけれども、村上市民ふれあいセンター経費なのですけれども、確認なのですけれども、工事はいつ終わるのでしたっけ。

観光交流室長 現在、来年度12月をめどに終了見込みであります。
（「来年の12月」と呼ぶ者あり）

佐藤 憲昭 ありがとうございます。これ聞いていいのかどうか分からないですけれども、指定管理料なのですけれども、令和6年度当初の指定管理料が5,580万かな。7年度、5,192万3,000円、約400万ほど減になっただけなのですけれども、実際ふれあいセンターでどんな業務をやっているのでしょうか。

観光 課長 ふれあいセンターの中は、今現在事務所のほうも構えておりまして、日々業務のほうは行っております。ただ、利用者の皆さんに対する業務のほうは、今ちょうど中止状態でございますが、日々工事関係の者の出入り関係と、あと現状確認等の問合せ等がやはり指定管理の立場でないと、工事関係者とも対応ができない部分等が多々ございまして、事務所に詰めてもらっている状態が続いております。あとは、委託の内容としましては、また令和7年度後半に向けて一時開放を望める状態を迎えることを前提に、いろいろな計画作業等も進めているところでございます。

佐藤 憲昭 恐らくガイドラインとか協定書に基づいて支払いをしているのだと思いますので、何もしていないということはないと思うので、分かりました。ありがとうございました。

姫路 敏 そのふれあいセンターのところには何人ぐらいいらっしゃいます、常時。

観光 課長 今現在4人だと思います。

姫路 敏 それは、そのお仕事についてやっているわけですから、イヨボヤの開発公社の職員なのでしょーし、それにしてもいろいろなお仕事等あれば、恐らく4人して何しているのだろーって思うよね。何していますか、大体。

観光 課長 常時は、人数はもう少し多くございました。ただ、今お話にありましたように、イヨボヤの公社のほうの管理しているところに、やはり公社としての職員の配分を再配置したりして、常時必要とする職員ではなくて、必要な時期、時期に応援に来るみたいな感じで、臨時的な対応を加えながらの今常時4人というふうに聞いてございます。

姫路 敏 イヨボヤの開発公社のほうのイヨボヤ会館も一緒にやっている、全然ふだんは職種違うかもしれないですけれども、その辺も含めて上手に、まずその仕事以外は私はしないのだといえちよっと難儀でしょうけれども、上手にその辺うまく人の采配を利用しながらやったほうがいいのかと思いますので、別にそれはそれでいいのではありません。

小杉 武仁 すみません、長くなって。ちょっと各所管というよりは、それぞれ言えることなのだけれども、最後副市長にも答弁もraitたいのですけれども、工事請負費の関連なのだけれども、それぞれ、企画戦略課も含めてだったのだろーけれども、政策監も

いるので、要は市発注の契約なったときには、できる限り地元の事業者を使っていたきたいというのが前提としてあるわけではないですか。その辺を課長も含めて、今、例えばふれあいセンターであったり、この後の土木費もまた出てくるのだけれども、大型の工事があるのだけれども、本社を村上市内に持っていらっしゃる事業者、元請さんから下請さんまでちゃんと連携が取れて発注が行われているかというのは把握していますか。今工事進捗しているのを見てでもいいです。

観光 課長 工事の進捗状況によっては、その行われている実際の工種がまた進捗によって変わってきますので、最初から最後まで同じ構成の業者さんが均等に業務に当たっているというふうには思いませんが、ただ工程管理等、うちのほうでも計画書が上がってきていますし、当然工程管理の会議するときにはその都度、その都度の進捗状況も工程表に基づいて我々も確認しておりますので、名ばかりのものの形式的なものではないというふうに理解しておるところです。

小杉 武仁 当然その発注する事業者、今回はふれあいセンターにするとJVなのだけれども、ほかの工事でも今後そういう形で出てくるわけですね、1社で進めるという形ではなくて。ただ、ただですよ、公共工事は地域の中では非常に経済効果が高いと思っているわけです、経済波及効果が。それがどこか元請さんのところで止まったり、下請のほうまで行かない現状も見え隠れしているわけです、私も工事見るけれども。その辺が市としてやっぱり中小企業を救っていかねばないわけです、これから。小さければ小さいほど、生き残っていただきたいというところを念頭に置いて、元請さんからの発注に関してもやっぱり介入していくべきだと思うわけです。話をするべき。その辺に関して副市長、どういうふうな考えを持っていらいっしゃいますか。

副 市 長 元請、下請、いろいろと市といたしましても、ここまでの範囲では許可すると、承認するというふうな範囲もございますし、できる限り、今副分科会長がおっしゃったように、地元の企業に仕事が回るようにしたいというふうなこともございます。加えまして、今年度のLED化につきましてもそういった考えの下、満遍なく仕事が回るように、これからそういった契約の形態を取っていききたいというふうにも考えております。

小杉 武仁 先ほど地域経済振興課長のほうからもアンケートを実施するということですがけれども、例えば下請の方々がどれだけの恩恵を感じていらっしゃるか、要は市からの公共工事を私たち下請だけでもできているのだという状況にあるのかどうかもやっぱり聞いたほうがいいと思います。私のほうに聞くのは、せっかくこんないい工事出ても、俺のところなんて全然来ないって、俺のところなんて関与もできないという声が聞こえるわけです。それは、ではその工事を新潟市内の本社を持っている方々が来て市の工事をするのかというと、それはちょっとどうなのかなって思うところあるので、だから一番は元請さん、契約になったところに、できるだけ市の事業者を使っていたきたいのという声がけをやっぱりするべきだと思います。しているのでしょうけれども、でも実態、実際はそういうふうになっていないわけです。その辺も含めて、それぞれの所管のところ、今回は経済建設ですけども、どこでも言えることですから、その辺副市長にぜひ周知を徹底していただいて、もう地域の経済ですから、その辺はやっぱり重きに考えていただきたいと思います。本当に事業者さんみんな困っていますから、今。再度最後に。

副 市 長 私もいろいろ事業課を回らせていただいて、かなり大きな工事も携わらせていただきました。そのときにも元請さんには、できる限り地元の業者さんを使ってください

いということをお願いはしてきました。今後も、そういったことって大事なことでありますし、全庁的にそういった取組をしていく必要があるなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

富樫 光七 最後に1つだけ。156ページの説明の5、旧蒲萄スキー場経費が1,200万円計上されていますけれども、これのもちろん維持するにお金かかるのは分かりますけれども、内容的にもう一言付け加えてほしいのですけれども、現場作業員報酬というのは、これは何人で何か月ぐらい雇う予定なのかというのと、燃料費が140万円ぐらい計上されています。それと、業務委託費250万円あるのですけれども、この辺ちょっとざっとでいいのですけれども、内容分かるように説明、一言お願いします。

観光 課長 では、改めて御説明申し上げます。まず、スキー場は降雪がある冬期間と、降雪ではない春、夏の期間があると思います。降雪ではない期間であっても、雑草等が伸びると、やっぱり冬期間雪の安定等が失われ、維持管理にあまりよろしくないものですから、そういう下草刈りという業務を作業業務委託として発注することがまず1つあります。あとは、冬期間であっても雪崩防止作業に必要となる人件費等も出てきますし、あと人の力で、降雪のあの斜面の斜度とあの面積に自然的に積雪が積もった状態だと危険度が増しますので、やはりスキー場を開設していないとしても、圧雪車による安定処理というのが必要になってきます。燃料関係とか、そういうのは圧雪車両関係の運用に必要な経費として上げてございます。修繕料等もその関係と御理解いただければと思います。あとは、借地と工事請負費は先ほども申し上げましたが、工事に関しましては、ゲレンデ等スキー場直接の部分ではなくて、大きいほうの駐車場御存じかと思いますが、あの駐車場、以前から、もう何年も前から駐車場の表面排水がうまく排水経路が確保されていなくて、隣地の住民の方がちょっと被害を被っていたというのがありました。そこを昨年度も排水路を、側溝を改善して、あとまだちょっと補い切れていない部分を今年度プラスするための側溝の工事、入替えの工事費を計上しております。あともう一つ、本当の本格的なゲレンデの今後の復旧に向けた工事は、今まだ今年度は計画段階、本格的に入りませんけれども、もう一つ、小さいことですけれども、看板です。蒲萄スキー場の大きい看板、あれを撤去するというふうな内容が工事費に含まれております。以上です。

第8款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 継続費」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 債務負担行為」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

○農林水産課、地域経済振興課、観光課及び農業委員会所管分の質疑を終わる。

分科会長（河村幸雄君）散会を宣する。

(午後 3時05分)